

40585

教科書文庫

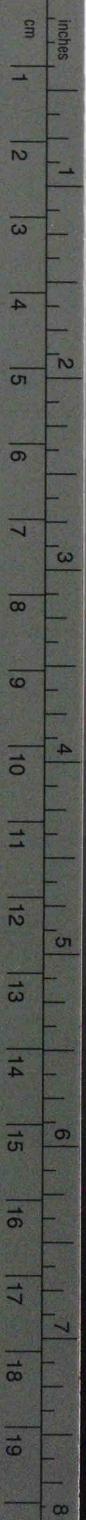
4
110
44-1933
20000 73493

**Kodak Gray Scale**

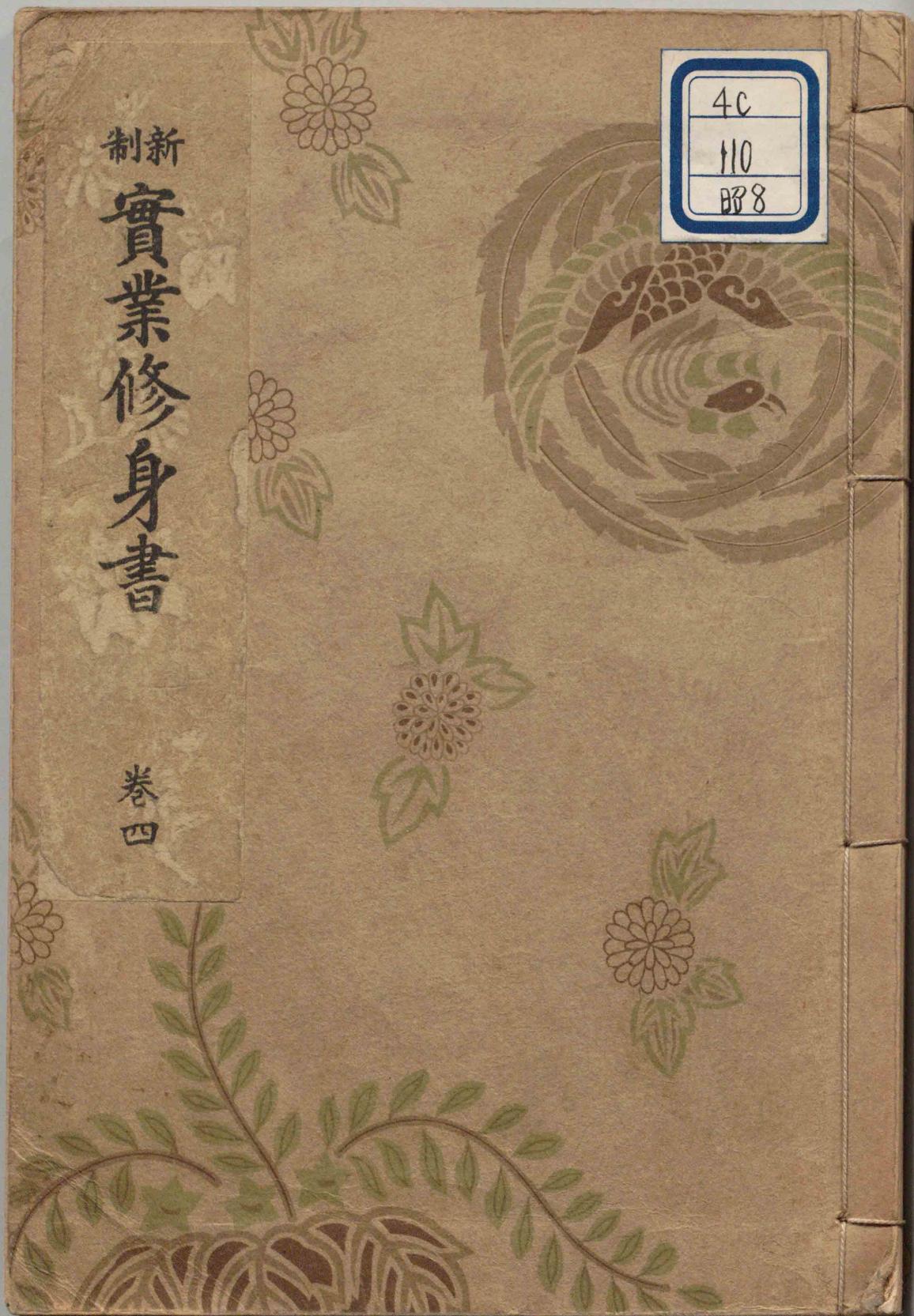
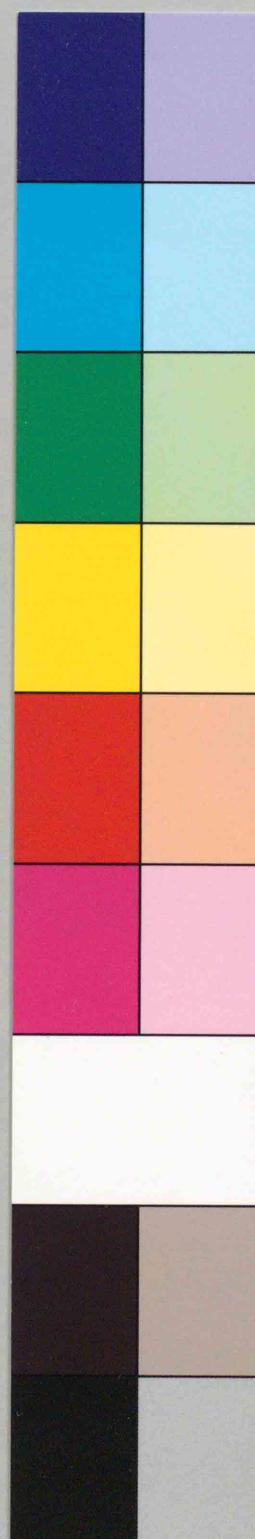
C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室

昭和十年十月九日

文部省検定局  
實業修身校用科

4C  
110  
BB8

著夫義田野博士文學

# 新實業修身書

精華房藏版



明治天皇御製

なりはひはよしかはるとも國民の  
同じころに世を守らなむ

## 天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國は是れ  
吾が子孫の王とますべき地なり  
爾皇孫就て治らせさきく寶祚の隆  
えまさんこと天壤と與に窮なかる  
べし

## 五箇條ノ御誓文

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ  
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ  
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシ  
テ倦マサラシメン事ヲ要ス  
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ  
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ  
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 聰躬ヲ以テ衆ニ先  
ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ  
道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦賚ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世勢ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ  
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ欲此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ博シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ寶ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ抑我力神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我力光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚籍シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕力旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之  
ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラ  
ス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ  
基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱  
ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ  
信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆  
道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪  
謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以  
テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ

常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レ

リ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ  
習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊  
ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ  
今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ  
皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ寶ニ上下協戮振作更  
張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪  
遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵  
源ヲ崇ヒテ智德ノ並進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ  
匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激

ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

昭和元年十二月二十八日

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜リタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考徽聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻テ志ヲ繼明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ不

豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ  
哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス  
萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ  
以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷  
ノ重キニ仕ヘサラソコトヲ之レ懼ル  
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣合相  
異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ  
宣ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之  
レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ  
維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ  
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ

期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新  
ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失  
ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中  
ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ  
夫レ淳華ヲ斥ケ質寶ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ  
日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ  
人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ  
宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫  
念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明  
徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ  
實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨

ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ  
獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

新制 實業修身書 卷四

目 次

第一課 生活の安定	一
第二課 模倣より創造へ	一
第三課 人格の價值	五
第四課 人格の尊重	三
第五課 社會意識	二七
第六課 風俗慣習	三
第七課 社會制度	三
第八課 一夫一婦	四三

第九課	公 正	九
第十課	輿 論	五
第十一課	共 存 共 繁	三
第十二課	社 會 連 帶	七
第十三課	社 會 問 題	七
第十四課	我 が 國 民 性	八
第十五課	我 が 國 民 道 德	九
第十六課	我 が 家 族 制 度	一〇
第十七課	國 際 道 德	一〇
第十八課	踐 祚 後 朝 見 御 儀 勅 語	一四

## 目 次 終

## 新 實 業 修 身 書 卷 四

文學博士 野 田 義 夫 著

## 第一課 生 活 の 安 定

生活安定の必  
要

一 人は生きんが爲に食はねばならぬ。食ふ道が確實でなければ、我等の生活は不安となる。衣・食・住の資財を得る道が確實に立つてゐることを、生活の安定と名づける。併し、人の運命には思はぬ浮沈があつて、今日得意の人も明日忽ち失意の人となる。甚しきは、有産富裕の人も、天災や時勢急變の爲に、俄かに無産貧窮に

生活安定の爲  
の勤勞

沈淪する。如何なる運命に出逢つても、生活の不安に脅かされぬ人は、眞に生活實力の自信を有つ人である。此の自信を有たぬ人は、現在如何なる地位に居つても、其の生活は決して安定とは言はれぬ。文化が進歩して、社會組織が複雑になり、生存競争は益々劇烈となつて、生活の不安が次第に増大して来る今日では、如何なる業務に從事する人であつても、確實に生活安定の基礎を作つて置くことが殊更肝要である。我等が今日學を修め業を習つてゐるのも、結局將來、生活安定の爲に外ならぬ。

## ニ 生活の安定を得る爲には、自ら勤勞する事が必要である。

勤勞には、筋肉労働もあれば、精神勤勞もあるが、今日の文化生活では、筋肉労働もせず、精神勤勞もしないで、生活の安定は得られぬ。「勞働せざる者は食ふ可からず」といふ標語は、最も簡明に生活の原

則を示す。縱ひ財産はあつても無爲徒食せず、奮つて勤勞するがよい。勞働を貧窮者の專業と賤み、安逸享樂の生活を誇とした時代は、最早過去の夢となつた。現代の生活は、何人にも勤勞を要求し、「勞働は神聖なり」との主張は、最早廣く承認されてゐる。我等は進んで自ら心身を勞し、常に正道を踏みつゝ、自己の生活安定を得よう。

三 人類の野蠻な自然生活には、別に財産といふものもなく、又其の必要もない。併し、人口が繁殖して、勞働と資本を要する經濟生活を營むやうになつてから、始めて財産が生まれた。文明社會の財産には、土地・家屋・器具・設備・物資・現金・預金・株券のやうな有形の財產もあれば、名譽・信用・權利のやうな無形の財產もある。無形の財產があれば、必ずしも有形の財產はなくとも、生活の安定は得ら

生活の安定と  
財産

生活安定の一  
方面

れる。併し、有形・無形どちらの財産もない人は、日常生活にさへ不安を感じ、病氣・災害其の他、不時の事變には非常な生活難に苦しむ。一身一家の生活安定を得る爲には、各自平素勤儉力行して、多少の財産を蓄へて置かねばならぬ。所得の一割以上を必ず貯蓄する事は、文明諸國に厲行されてゐる一般の慣習である。收入の全額を消費する其の日暮しには、生活の脅威が背後に迫つてゐる。我々等は將來收入相應に暮して、相當の財産を蓄へ、確實に生活の安定を得ねばならぬ。

**四 生活に物質生活・精神生活の兩方面があるやうに、生活の安定にも物質・精神の兩方面がある。食ふ道が確實であることは物質生活の安定である。人間は生きる爲に食はねばならぬが、單に食ふ爲にのみ生きてゐるのではない。隨つて他人の物を盗んで**

食ひ、又は不正や舊惡があつたのでは、食ふには食つて生きてゐても、心には恐怖や不安が絶えぬ。これは精神生活の安定を得たものではない。良心の平和のない所には、精神生活の安定がない。良心の平和を得るには、道德を守るより外はない。物質に恵まれた生活は、必ずしも精神的に恵まれてゐない。精神生活の安定を得るには、道德を實踐躬行する事が第一である。

**五 相當の財産を蓄へて、物質生活の安定を得てゐる人は、自己の體面を保ち、道德を重んずべきものであるが、其の日の生計に苦しむ貧窮者は、多少道德に背いても已むを得ぬと認容するのは、悲しまるべき謬見である。道德の實行には、本來貧富の差別があるべき筈なく、又富者の道德、貧者の道德と、高下二様の標準があるべき筋もない。物質生活の安定が、人間一般に必要であるやうに、道德は**

如何なる人も、一様に踏むべき必要な道である。古今東西を通じて、貧困は誰しも厭ふ所であり、富貴は萬人の欲する所である。生活に窮すれば、恣に自己の才能を伸ばすことも出来ず、又爲すべき事と知りつゝみすく爲し得ない事が多い。併し、修養の志ある者に取つては、貧窮や困苦缺乏は、却つて立志奮發を促がし、性格鍛錬に絶好な機會ともなる。さりとて、我等は清貧に甘んずる事は出来ても、赤貧洗ふが如くては、子女の教育にも差支へ、満足に體面を保ち、人間の常道を踏む事が出来ぬ。精神生活の安定を得る爲に、正しく人間の常道を踏むには、物質生活の安定が必要條件である。併し、物質上の富は直ちに精神上の道徳を創造せぬ。否、富貴は却つて道心を傷け、節操を害うことも少くない。人は道徳を忘れ、蓄財の念に驅られて、利慾の一方に走れば、世間の信用を失ひ遂

に一身を危くする。これは精神生活の安定を失ふと同時に、物質生活の安定をも失ふのである。かくの如く、富貴には誘惑や危険が伴ふからとて、必ずしも之を厭ふべきものではない。物質生活の安定と、精神生活の安定とは、よく兩立併行することが出来る。正しい人道を踏んで得た富貴は、社會から得た正當の報酬である。我等は之を保有するに何の遠慮が要らうか。世人は、寧ろ之を得る爲に爲した努力と功勞とに對して、相當の敬意を拂ふべきである。道徳は貧富を超えた人間の正道である。我等は貧富孰れであつても、人間の正道を踏みはづしてはならぬ。

## 第二課 模倣より創造へ

一 子供と未開人は、専ら模倣によつて自然に生活の途を學ぶ。

幼兒は、まだ言語を解せぬ中から、他人の動作を其のまゝに真似する本能を具へてゐる。子供は、自分より大きな子供と一所に遊び、其の言語や動作を真似することを好む。子供は、まだ自分獨りで生活する道を工夫するだけの智力を具へてゐないから、大人や自分より大きな者の生活を真似するのが、其の生活に最も安全な近道である。智能の低い未開人も、子供と同じやうに、自分獨りで生活の道を工夫するだけの能力がないから、他人のする通りを真似して生活する。隨つて、子供と未開人に取つては模倣は生活安定の途を學ぶに極めて簡便にして且つ大切なものである。

子供と未開人に限らず今日の文明社會でも、一般の生活は模倣によつて學んでゐることが甚だ多い。殊に傳來の風俗慣習や、一時の流行などは、専ら模倣によつて廣がつて行く。世間みなに生

活するには、模倣が最も近道である。

二 幼兒が眞似をしてゐる時は、自分には眞似をしてゐる事を自覺してゐない。これは無意識的模倣である。大人でも、全く何の考へなしに、知らず識らず他人の動作を真似る時は、幼兒と同じく無意識的に模倣してゐる。縱ひ、初から眞似をしようといふ明瞭な意志を以て眞似をしても、少しも自分の考案工夫を加へず、手本と寸分違はぬやうに眞似をすれば、猿の人眞似と同じ事になる。之を盲目的模倣又は器械的模倣と名づける。盲目的模倣は、學習の近道であるが、其の精神を誤れば、甚しい失敗や弊害を招く。例へば、一人の農夫が葱を作つて巨利を得たと聞いて、翌年多數の農夫が同様に葱を作れば、忽ち生産過剩となつて、却つて損失を招く結果となる。これは盲目的模倣の失敗である。之は徒らに外形

のみを眞似て、其の精神を知らぬからである。隨つて、徒らに外形のみを眞似せず、其の精神を眞似て、葱の利益を生じた需要供給の道理を學び、供給が少く需要の多い何か別の作物を試みれば、屹度利益を得るに違ひない。これは、模倣は模倣であつても、徒らに、其の外形に拘泥せず、よく道理を考へて、内容の精神を取り入れた模倣であるから、合理的模倣と名づける。此の如く、子供や未開人に普通な盲目的模倣は、人智の發達と共に、次第に合理的模倣に進む。熱國人が寒國人の衣服を纏ひ、南洋に北洋其のまゝの家を建てたならば、甚だしく生活の不便不利を感じざるであらう。これと同様によく道理も考へず、我が國情も顧みず、全く事情の異なつた外國の輕薄な風俗・慣習や、列國でも一般に危険視されてゐるやうな不穩思想を、軽々しく其のまゝに眞似や鵜呑をする事は、猿の人眞

創造  
合理的模倣と

似と同じく全く盲目的模倣であつて、其の弊害には許す可らざるものがある。うかくと外來思想にかぶれ、流行の尖端を行くことを新しがり、得意がる徒は、多く皮相淺薄な盲目的模倣者である。  
**三 合理的模倣**は、同じ模倣であつても、よく道理を考へ、内容の精神を取り入れる爲に、多少手本と違つた新しいよい物を作り出す。その新案新工夫を加へる所に創造の要素がある。此の如く、合理的に模倣すれば、在來の物と違つて何か新しいよいものを製作し、又は事業に新組織を創作する。これは模倣から創造へ移る過渡の状態である。今一步之に獨自の考案工夫を加へれば、全然新製作即ち創造となる。創造と合理的模倣との間には、本來はつきりとした境界はない。随つて、今日創造と言はれるものであつても、全然模倣の痕跡のないものは少い。人間の智能が啓發され

文化の進歩と  
創造

るに従つて、模倣は漸次に創造に移り變るのである。

**四** 在來の物と違つて、何か新しいよい物を造り出すことを、創造と名づければ、社會文化の進歩は、結局創造の連續に外ならぬ。隨つて學力の進歩や、人格の向上も、自己創造の連續と言つてよい。畫家が師匠の眞似のみに没頭して、少しの新意匠もなく且つ獨自の創作もなければ、繪畫に進歩はない。工業界に新案・新發明・新製作がなかつたならば、工業は永久に沈滯する。繪畫・工業に限らず、社會の文化は、凡て創造・創作を待つて始めて進歩發達し、其の内容を豊富にする。どの方面にも、獨自の工夫・考案・發明・發見によつて、何等か新機軸を出すことがなかつたならば、文化には、到底進歩の事實があり得ない。隨つて、創造は文化進歩の原動力である。模倣は、當座の生活安定には極めて便利であるが、動もすれば沈滯を

招き、創造は固より困難であるが、生活に活氣を呈し、やがて其の向上進歩を來す。文化程度の低い社會では、模倣を主として保守に傾き、文明社會では創造を主として其の生活を改善向上し、文化の進歩を圖る。我等實業界に立つものは、必ずしも優良機械又は新方式の發明をなさずとも、自ら從事する業務に心魂を打ち込んで、何か新しい工夫・考案を加へたならば、それはやがて新しいよい物を創造するのであつて、實業の發達を助くると共に文化の進歩を促がしてゐる。業務は如何なる方面にも創作創造の途がある。

**五** 明治天皇は、御即位後先づ五箇條の御誓文を以て、國是を定め給ひ、今上天皇陛下は、踐祚後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語の中に「我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ」と宣ひ、且つ同勅語の中に「模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ」と諭し給うた。今上天

我が國民の模倣と創造

皇陛下の日進日新的國是が、明治天皇の五箇條の御誓文の聖旨をお繼ぎになつてゐることは言ふまでもない。併し、御誓文中の「智識ヲ世界ニ求メ」の一條は、世界各國から、盛んに新奇な泰西文物の輸入を促がした爲に、我が國の文明に急劇な進歩發達を來した事は争はれぬが、之と同時に、一面に於て誤つて皮相淺薄な盲目的模倣の弊害を生じた事も少くなかった。今上天皇陛下が「模擬ヲ戒メ」とお諭し給うたのは、此の弊害を諒め給うたものであらう。

六 我が日本國民は、模倣に長じて創造に拙い、といふ非難を受けたる。我が國民は、歐米諸國民に比して、まだ發明發見の功績が少ないことは已むを得ぬ。併し、我が國民は、古來外國文化を輸入するに方つて、盲目的模倣に陥らず、進んで合理的に模倣消化することによつて、既に創造の能力を示してゐるのみならず、最近に

於ける學術工藝の進歩、殊に或る方面に於ける世界的發明發見は、我が同胞に創造能力のある事實を證明して餘がある。此の創造能力を發達して行けば、我が國民は決して世界の他國民に對して恥づべきものでない。我等は、今後益々新文化を創造して、自國の文化を進め、延いて世界の人類に貢獻する覺悟が必要である。

### 第三課 人格の價值

人格の内容

一 人格は人の人たる資格である。隨つて、人格の價值は、人の人間としての價值である。而してその價值は、人格其の物の内容如何によつて定まる。古來個人の人間としての價值は、専ら其の道德價值によつて判斷され、道德に背くものは人格價值がないものと見られた。これは人格の道德内容を以て人格の本質と見做

すのである。随つて日常通俗の用語に於ては、人格は人の道德價值を表す性格・品性又は徳と通用されてゐる。例へば徳が高いといふのと、人格が高いといふのは、同じ事實を意味する。これは人格の内容を以て單に道德上の性格のみと認定するものであつて、嚴密には寧ろ之を狹義の人格といふべきである。學術上には人格は、性格よりも一層廣汎の意義に使用される。廣義に於ける人格の内容は、單に道德のみに限らず、知識・技能・信仰・趣味を併せ、人間の精神生活並に物質生活の全範圍を包含する。人間の生活は、物質・精神の孰れの方面であつても、一として人格の活動でないものはないから、人格活動には物質上の經濟生活の外に、精神上の知的・生活・道德・生活・宗教・生活・趣味・生活・政治生活の諸方面がある。此等は全體として統一した人格内容を成すものであるが、便宜上假り

に知的生活は知識、經濟生活及び政治生活は技能、道德生活は性格、宗教生活は信仰、趣味生活は趣味の五方面に分つことが出来る。人格養成又は人格陶冶といふ事は、結局性格を中心として此等五方面の人格内容を充實することによつて人格價值を創造する事業である。

二 知識は常識と學識の二つに分れる。常識とは世間普通の事理と人情を解し、日常生活の言語行爲がよく中庸を得ることである。随つて常識に富んだ人は、普通實地實用の知識が廣く、當面の判断が健全であり、俗に言ふ「物の分つた人」である。實業・實務には、常識が極めて大切であるといふのは其の爲である。

學識は専門學者の科學的知識である。常識は廣く浅く、學識は狭く深い所に特色がある。學識に富んで常識に乏しい學者は、往々

## 技能

## 性格

往實生活に疎い變人となり易いが、常識に富んだ上に學識を兼ね具へることは誰にも極めて望ましい。殊に科學的知識を盛んに實務に應用する今日では、實業家も單に常識のみに頼らず、なるべく、學識に親しむがよい。常識は日常生活の實地經驗によつて養はれ、學識は専門學術の研究によつて深くなる。

三 技能は身體の活動を伴つて知識を實行する能力を指す。經濟生活に於ける技能は、知識を物質生活に應用する能力を意味する。技師の技能は、技術と言ひ、實業家の技能は、手腕と名づける。政治生活に於ける政治家の技能も、亦之を手腕又は力量と言つてよい。技能も手腕も力量も、皆實地の經驗練習によつて上達する。殊に實業家には、實地で鍛きたへ上げた手腕が望ましい。

四 性格は道德實行の能力である。道德は實行されて始めて

其の價值を生ずるもので、知つた許り、思つた許りでは、まだ道德價值はない。知行合一・言行一致は、道德實行の能力を養成した上に始めて可能となる。それがやがて性格を意味する。隨つて、性格は道德實行の訓練によつて出來上がる。道德實行の訓練は、主として意志活動の訓練である。道德を學び知るのは、畢竟之を實際に行はんが爲であつて、行つて後に、知が始めて其の眞價を生ずる。道德上の知識は、性格鍛鍊の準備と言つてよい。道德は本來人間の良心から起り、性格も天賦の德性を基礎とするものであるから、性格は外部から附着せしめるものではなく、内部から良心の命ずる所に従ひ、道德を實行することによつて、天賦の德性を涵養完成したものである。古來性格を以て人格と同一の意義に通用するものは、人間の價值は、良心の命令する道德の實行によつて定まるとき考

## 信仰

へるからである。道徳價値のない人には、人格價値が認められぬ。此の意味に於て、信仰は性格の基礎として、性格と融合一致するものと言つてよい。併し宗教上の信仰を有たぬ人でも、道徳の實行は立派に出来るものである。殊に強烈な道徳上の信念は、宗教上の信仰と區別し難きものがある。此の場合に於ては、信仰は事實上性格の内に包含されてゐるものと見ててもよい。

## 趣味

六 趣味とは藝術美を鑑賞理解し、進んで藝術品を創作する力であつて、自然美を味ふ美感から次第に養成される。趣味は物質上の利害損得に無関心である所から、人格に優雅な氣品を添へると同時に、精神上にも無上の慰安を與へて疲勞を恢復し、多忙な生活に潤ひをつける點に於て、人格の内容として缺く可からざる方

## 人格の價値

面である。無趣味の人はそれだけ人格價値が乏しい。

七 人格の價値は、政治・經濟上の手腕にあるか、將た又學識・德望にあるかといふ問題は屢々繰り返へされた。古來人間に取つて、道徳價値を最高價値と見ることは、世界一般に承認されてゐる。人格の價値を、道徳價値によつて判断し、性格や德を人格と同意義に通用するのは其の爲である。これは至極尤な見方であるが、人格内容は、本來多方面であつて、單に道徳のみに限つたものでないから、人格の價値を判断する際に、單に道徳價値のみを認めて、他の方面の價値を全然無視することは正當でない。併し人格内容に就いて、道徳價値を最高價値と認める事は、人間の已むに已まれぬ要求であるから、全然道徳價値のない所には、單に他方面的内容のみによつて、満足に人格價値の認めやうがない。さりとて、道徳上の

缺點の爲に、全然學識・手腕等を否認することは好ましからぬ所がある。随つて最も公平に論ずれば、人格價值は、單に道德價值に止まらず、性格を本質として、知識・技能・信仰・趣味を併せた全體即ち全我に就いて判定されねばならぬ。たとひ道德價值の乏しい人でも、他方面的價值は、それゝ相當に認むべきである。知識のみ優れても、徳がなければ、人格價值が乏しいやうに、經濟的手腕に富んだ實業家も、道德を無視することがあれば、人格價值を認められぬ。實業家は手腕を鍊磨すると共に徳を修めることを忘れてはならぬ。尙ほ圓満の人格としては、道德上の性格を本質とし中樞として、なるべく多方面の價值内容を充實するがよい。

#### 第四課 人格の尊重

##### 自己の人格尊重

##### 他人の人格尊重

- 一 人は自己の良心を畏敬して、其の命令を尊ぶ所から、自重の念が起り、それはやがて人格尊重の念となる。人格價值の本質は道德であり、道德の實行を命ずるものは良心である。人格の尊厳は、良心の尊嚴から生じ良心の尊嚴は其の命令する道德の權威から生ずる。道德の權威は、無上絶對であつて、無條件の服從を求め、何人も之に背く事を許されぬ。隨つて道德を尊ぶ者は、良心を尊び、良心を尊ぶものは、人格を尊ぶ。人格の尊嚴を自覺した人は、良心の聲に耳を傾け、自己の責任を重んずる念が強く益、自己の人格を高める。之に反して自己の人格を尊重せぬ人は、無責任・破廉恥・自暴自棄に陥つて益、自己の人格を引き下げる。
- 二 自己の人格を尊重すべきものとすれば、他人の人格を尊重すべきことは、理の當然である。自分のみ獨り尊く、他人は卑しい

ものとして、之を輕侮し、劣等視し、甚しきは、奴隸視し又は機械視し、猥りに虐待・迫害を加へる等は、固より不公平である。此等は他人の人格を無視する爲に、却つて自己の人格を傷つけてゐる。併し、文化の低い社會では、これに似た陋習が、今日も尙ほ存在してゐる。世の中には、専ら自己を中心とし、自己の權利のみを主張して、他人の權利を侵害することを顧みず、自己の意見を主張することのみを知つて、他人の反対意見を尊重して、正當に之を理解する度量を有たぬ者がある。斯かる誤つた思想を一掃する途は、自他の別なく公平に人格を尊重するより外にはない。

三 學校の生徒は、どんな家の人も、生徒としての資格も、人間としての資格も、皆同一であつて、其の間に何等貴賤尊卑の別はない。我等は先生や、上級生は勿論のこと、下級生に對しても、一様に相互

學校内の人格  
尊重

の人格を尊重せねばならぬ。上級生は下級生を輕蔑し、年長者が年少者を侮り、又は同級生に對して妄りに待遇の差別を立て、友達に分け隔てをなし、不幸な人を冷笑し、淺はかな身分自慢や親の自慢をするのは、甚しい不心得である。自己の人格の尊いことを自覺すれば、自ら自重の念が起つて、かやうな輕々しい不心得は出来ぬ筈である。

四 我等は楽しい一家團欒の中にも、家族相互に人格を尊重することを忘れてはならぬ。我が國では、父母・舅姑・兄姉・其他家族・親族の尊屬を敬ふことをよく心得てゐても、子女弟妹等の卑屬や僕婢等の人格を尊重する心得がまだ十分とは言はれぬ。殊に今日の僕婢・其の他の使用人は、昔の主従關係と違つて、對等の人格として契約した雇傭關係であるから、其の人格を尊重して、相當の自

家庭内の人格  
尊重

社會に於ける  
人格尊重

由を與ふべきもので、無理な使役や非道な待遇をしてはならぬ。

五 社會に於ける人格の相互尊重は、禮儀作法の精神に現れる。此の精神が社會一般に普及すれば、社交は極めて圓滑平和に行はれる。殊に實業實務に於て、使ふ人と、使はれる人が、相互に自他の人格を尊重すれば、業務の進行を容易にする。若し何時までも、舊時代の階級尊卑の陋習に囚はれて、甚だしい差別待遇をする心があれば、社會に紛擾や争議が絶えない。併し、相互に自他の人格を尊重する念さへあれば、不當の差別待遇がなくなり、各種の紛擾や争議には自ら緩和解決の道が生ずる。風采や外見などで人を輕蔑し、又は身分や財産を恃んで、傍若無人の振舞をするやうな事は、最も慎むべきことである。自己の人格を尊重すれば、自己の人格を高め、他人の人格を尊重すれば、社會の平和を保つ。

## 第五課 社會意識

家族意識

一個人には其の行爲を支配する意識、即ち心意作用があるやうに、社會にも、其の行動を支配する共同意識がある。これを社會意識と名づける。社會意識は、共同生活を營む集團に共通な心意作用である。個人に良心があるやうに、社會にも良心があり、個人に思想・感情・意志があるやうに、社會にも思想・感情・意志がある。

夫婦・親子の關係によつて自然に成り立つ社會は、最も範圍の狭い家族である。家族は其の成員が多數であつても、宛がら一人の心意のやうな、全體に共通の心意作用がある。家族は相互に利害を同じうし、一家擧つて、喜憂を分ち苦樂を共にする。斯の如く、家族全體の精神生活が、統一してゐる様は、一人の精神生活が統一し

## 民族意識

てゐる様に類似してゐる。全然利害存亡を同じうする家族同志は、思想・感情・意志に於ても、全體に共通なものがある。これが家族意識である。此の共同意識は、家族の事を我が事のやうに思ふ心である。家族は何程多數であつても、此の心によつて結合統一される。随つて家族意識は、之を家族精神と名づけることが出来る。家族意識は社會意識の一種である。

二 家族に家族意識があるやうに、民族には、民族意識がある。民族は祖先を同じうする血族團體であるから、同族の人々に對して、家族に對して有つと同じやうな思想・感情及び意志を有つ。若し民族中の一人が、異民族の爲に侮辱又は殺害されるやうな事があれば、民族全體の人が、一樣に憤慨して其の報復を要求する。これを敵愾心と名づける。敵愾心は民族意識の興奮である。家族

## 社會意識

全體が利害存亡を同じうし、一家舉つて喜憂を分ち、苦樂を共にすると同様の精神作用が、民族全體を通じて現存する。家族には家族の爲を思ふ心があるやうに、民族には民族の爲を思ふ心がある。これが民族意識である。隨つて民族意識は、民族を結合統一する民族精神と名づけてよい。我が國では、それが、取りも直さず我が國民精神である。民族意識は社會意識の一種である。

三 家族及び民族は、血縁を以て共同生活を營む自然社會であるが、必ずしも血縁はなくとも、何か共同の目的を以て集結する人爲社會に於ても、自然社會と同様の共同意識が成り立つ。共同の目的を以て集結する人々は、其の目的に對する共同の利害について、共同の思想・感情・意志を有つ。人爲社會も、集團全體として、恰も一人であるかのやうな心が有る。これが廣義の社會意識である。

此の意識が、中心となり原動力となつて集團全體の行動を統制する。隨つて社會意識は、社會の精神生活を統一し、且つ之を指導する作用である。社會意識は、社會精神又は集團精神と名づけてよい。家族意識も、民族意識も廣義の社會意識中に含まれる。

四 社會意識は共同生活の一般様式として風俗・慣習となつて外形に現れる。社會意識には共通の思想・感情・意志がある。而して共同生活の様式中で、普く其の時代の思想・感情・意志を満足するものは、一般に採用され、廣く流行する所から、遂に其の社會の風俗・慣習となる。風俗・慣習は、共同生活の習はし仕來り(しき)である。衣食住其の他宗教・道德・政治に關する風俗・慣習は、孰れも共同生活を統制する一般様式として、社會意識を表現したものである。

社會制度

五 風俗・慣習が、公共の承認を経て社會生活を統制する組織と

なれば、進んで社會制度となる。社會制度は風俗・慣習と同じく多數の思想・感情・意志を満足する共同生活の一般様式である。宗教・道德・政治・經濟に關する諸般の制度は孰れも、風俗・慣習から發達したものであつて、それゝ社會意識を表現し、社會の共同目的を達成せんとしてゐる。此の場合に於て、社會意識は、制度の根本精神として社會の精神生活を統一し、且つ之を指導する。

六 社會意識は共同生活に於ける多數意見を代表する場合には、輿論となつて現れる。輿論は多數の道德意識を代表する社會良心としては、人の行爲に就いて道德上の判断を下し、且つ之に制裁を加へる。又社會生活に關する多數の希望や理想を代表する社會意志としては、集團共同の要求を提出し、其の貫徹の途を講ずる。かくして輿論は多數意見として、社會の行動を指導し、且つ之

を統制して、集團共同の目的を達する爲に、風俗・慣習并に社會制度の缺陷を發見して、之が改善の途を講じ、社會の進歩を促がす原動力となる。

以上風俗・慣習・社會制度・輿論は、孰れも社會意識の表現として、世人々の行動の標準となつて、之を指導し且つ之を統制する。

**七** 自然社會も、人爲社會も、整然たる永續的組織を有つてゐるが、社會には何等一定の組織もなく、一時的に、而かも偶然に多數の人が一所に集合することがある。これを群集と名づける。

群集には、個人又は組織ある社會と全く異なつた心理狀態が起つて、群集全體を動かす力となる。群集心理には、個人意識や平素の社會意識が消え失せて、一時的に起つた感情に支配せられ、理性の思慮分別を失つて、多數に附和雷同する。随つて群集心理は、個

人の冷靜な思慮分別に及ばぬことが多い。個人としては、平素謹慎な人も、群集に附和雷同して騒動や暴行に參加することが珍らしくない。群集心理は、社會意識の一種には相違ないが、理性の思慮を缺き、一時的感情に激する點に於て、眞正に群集の共同意識を代表する輿論と見るべきものではない。群集心理と社會良心との間には大きな隔りがある。群集心理は感情に動かされ易く、暗示にかかり易い所から、往々不純の動機に出た煽動演説等に利用される。我等青年はうかくとその手段に乗つてはならぬ。

## 第六課 風俗慣習

行動の一致

一 共同生活を營む集團は、全體として自然に一致行動を取る傾向を有つてゐる。かの羊や鹿の集團さへも、嚴に其の行動を共

にするではないか。共同の目的又は利益に反する行動は、成員各自に努めて之を避けるのみならず、集團全體が舉つて之を阻止し且つ之に制裁を加へる。若しこれがなかつたならば、集團の行動は、成員まちくになつて混亂紛糾の状態を呈するであらう。随つて社會共同生活の目的を達する爲には、集團多數の思想感情を満足し、且つ其の意志を達成する行動が歓迎され、それが自然に社會一般に流行し、且つ久しく繼續されて、遂に集團の風俗慣習が成り立つ。

人類の模倣本能は、集團の一致行動を促がす大きな力を有ち、自然に風俗・慣習の成立を助ける。共同の目的から言つても、利害の問題から言つても、集團は一致行動を取る事が最も好都合である。

風俗・慣習は集團一致行動の様式であつて、其の共同の目的を達

し、且つ其の利益に調和するものと承認された生活の基準を意味する。此の基準様式は、社會の物質生活并に精神生活の全般に亘つて現存し且つ無條件に之を統制する。風俗・慣習は、社會統制の偉大な力である。

風俗・慣習が同一であるといふことは、社會成員相互の感情を融和し、其の結合統一を固くする上に重要な價值を有つ。

二 社會に於ける、衣食住の物質生活では、集團多數の人が最善最美と信ずる様式が、一般に流行し、それが習はしとなり、仕來りとなつて、遂に社會の風俗慣習を作り上げる。風俗慣習は固定したものでなく、時世の流行によつて變遷することは言ふまでもない。

三 文化的程度の低い社會であつても、神靈怪異に關する口碑傳説があり、それが進んで宗教的信仰となる。苟くも或種の信仰

## 道德

が成り立てば、神を崇敬禮拜する儀式・祭祀や、神意を慰め又は神の恵みを感謝する祝日祭禮等の様式が次第に發生する。農業其の他人事の吉凶禍福が、神慮に出でるものと信ずる社會には、之に伴つて種々の宗教的行事が執行される。此等は、凡て宗教の色彩を帶びた風俗・慣習として、社會生活中に重要な地位を占める。宗教に關する風俗・慣習は、一般の信仰の消長と共に盛衰する。

**四 人間相互の道德關係に於ても、共同生活の様式に於て一般通用の風俗・慣習を生ずる。** 日常の立居振舞・言葉遣ひより、訪問・應接・送迎・贈答、其の他冠婚葬祭等に關する行儀作法は、地方により社會によつて必ずしも一様でないが、孰れも社會多數の人が、最善最美と承認する様式が一般に行はれる。禮儀作法及び公德は、其の社會の道德意識を表現する。隨つて、道德に關する風俗・慣習は、社

## 政治

會一般の道德意識の向上に伴つて改善され、其の墮落によつて紊亂する。家風は家族精神によつて興り、國風は民族精神によつて振ふやうに、社會一般の良習美俗は、専ら社會道德の向上進歩に待たねばならぬ。社會にまだ道德の教が確立せぬ間は、日常生活の道德は、一定の經典又は教義に據る事なく、主として一般の慣習によつて厲行され、風俗・慣習に従ふ行爲は善行として是認され、之に反する行爲は不道德として非難され、且つ嚴重の制裁を受ける。

**五 社會に治者被治者の關係が生ずれば、そこに政治生活が始ま**り、こゝにも亦一定の慣習・慣例を生ずる。この慣習・慣例は、最初何等の成文律なく、而も厳格に厲行されるが、政治思想の進歩に伴つて、之に秩序整然たる組織を立て公式の承認を経て、種々の制度が成立する。政治上の制度は、多く法律を以て規定されてゐる。

風俗慣習と宗教  
道德政治の發達

六 今日の進歩した社會では、宗教・道德・政治の三者は明かに分化し區別されてゐるが、文化の幼稚な社會では、必ずしも此の區別が明瞭でなく、此の三者を一つの風俗・慣習の中に包含融合してゐる場合が多い。例へば、我が國太古の「まつりごと」は、祭政一致、即ち宗教と政治が融合して一體となつてゐるのみならず、其の中には勿論道德をも包含してゐる。尙ほ古語の「おきて」又は「のり」は、道德と法律の兩義を兼ねてゐる。隨つて今日の高尚な宗教・道德・政治は、太古の單純な風俗・慣習から、漸次に發達し、且つ分化して來た社會文化と見てよい。此等の分化發達はあつても、風俗・慣習は尙ほ依然として一方に存續する。

宗教道德・政治は社會精神生活の主要な部分を占める。隨つて此等の進歩發達を圖るには、風俗・慣習の向上と同じく、孰れも精神

生活全體の向上進歩に待たねばならぬ。

## 第七課 社會制度

城戸

社會制度

一 社會共同生活の目的を達する爲に自然に發達した慣習慣例は、次第に其の組織を整頓し、公式に社會・國家の承認する所となつて、各種の社會制度を作り上げる。かくして成立した制度は、社會生活に於て、人間相互の關係を定むる規律となつて、社會を統制する基準となり、社會の秩序を維持する條件となる。宗教・道德・政治・經濟に關し、それべく、社會制度がある。

二 人類が自然狀態を脱して經濟生活を營むに至れば、財產を生じ、財產が生ずれば、之に關する慣習から、財產制度が發達する。現今の文明諸國には、私有財產制度が行はれてゐる。個人が勤儉

財產制度

力行によつて貯蓄した財産は、其の人の私有に屬し、國家の法律は其の所有權を保護してゐる。隨つて私有財產の所有權は、勤儉力行を獎勵する一つの力である。然るに近年此の私有財產制度を破壊しようとする不穩思想が起つてゐる。我が國では、法律を以て之を禁止してゐる。

### 三

男女の結婚には、民族により時代によつて種々の風俗・慣習があり、之から種々の制度が發達した。未開の社會に行はれた掠奪結婚・賣買結婚・贈與結婚・強制結婚・政略結婚・財產結婚の風習は、次第に廢れて、今日の文明國では、一夫一婦の制度が行はれてゐる。

### 四

男女結婚して子を生めば自然に家族が成立し、家族生活に就いて種々の制度を生ずる。我が國の家族制度は、本來家長制度であつて、國民道德と重要な關係を有つ。

### 五

我が國の政治制度は、立憲君主制度であつて、我が國は國憲國法によつて統治され、政治に關する諸般の制度は國法を以て規定されてゐる。我が法治國に於て國憲國法を無視し我が國體に反する不穩思想を抱いてゐる者は、國家に對する大罪人である。

### 六

風俗・慣習や社會制度は、孰れも父祖傳來の長い歴史を有つたもので、決して一朝一夕の產物ではない。隨つて、此等は皆過去の生活を標準として、之を尊重し且つ之を遵守するものであるから、之を傳統と總稱する。傳統の價値は、既に長く傳統として存續した理由が、最よく之を説明する。傳統が社會國家に重きをなす所以は、過去の國家社會生活が、之によつて統制され、社會の秩序が之によつて維持され、國家の興隆・社會の福祉が之によつて產出されたからである。併し、窮屈に傳統に拘泥して、舊來の陋習を墨守

し世界の大勢に伴ふ事を知らねば、固陋な保守主義に流れて、社會の進歩を阻害する結果をも生ずる。我等は、必ずしも過去の生活様式に囚はれる事なく、今日まで風俗・慣習や社會制度が漸次進歩發達して來た精神を把へて、天地の公道に基づき、世界の大勢に伴つて、傳統の進歩發達を圖るべきである。傳統に對する窮屈な保守主義は、次第に進歩的となり、自由主義となる傾向を有つてゐるが、假初にも一步を踏み誤つて、國家の興隆、民族の安榮・社會の福祉を無視し、社會生活の統制を紊亂するやうな過激な急進主義に陥つてはならぬ。我等は飽くまで傳統の由つて來る所を考へ、深く其の意義と價值とを尊重すべきである。明治天皇は「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と宣ひ、今上天皇陛下は「博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其

ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フベキ所ナリ」とお諭しになつてゐる。

## 第八課 一夫一婦

正當な夫婦制  
度

一 男女の結婚は、自然の大法則である。夫婦家をなして社會の單位が成り立ち、子孫繁榮・民族隆昌の途が開ける。種族保存の上から、孰れの民族にも、結婚は神聖の行事と見做されてゐた。併し、夫婦關係は今日の一夫一婦の制度に到達するまでに、様々な發達の段階を経過した。原始人にはまだ定まつた夫婦の制度がなかつた。母子の關係から發達した、母系制度の行はれた原始時代では、女子の勢力が強くて、一妻多夫の場合が多かつた。社會の文化が進歩して、男子が漸く優越の地位を占め、男系制度が成り立て後は、事實上一夫多妻が行はれた。併し、一夫多妻は女子の人格

## 相愛相敬

を無視する所に、道德上許すべからざる缺陷を有つ。男女相敬の精神に基づき、夫婦互に人格を辱しめず、而かも、最も純潔にして正當な結婚制度は、一夫一婦の外にあり得ない。我が國で民法に認めた夫婦の制度は、正式に結婚した一夫一婦に限る。尙ほ民法上の結婚適齢は、男子は満十七歳女子は満十五歳である。これは固より早婚の弊害を防ぐ爲に最低限を示したもので、實際は男子は二十五歳前後から三十歳位まで、女子は二十歳前後から二十四歳位までが、結婚に最も適當な年齢と見られてゐる。

二 夫婦の和合には、相互の愛情が第一である。愛情を缺いた夫婦は、結婚の第一義を缺いてゐる。尙ほ夫婦は孰れも人格の主體として、相互に尊敬の念が要る。男女相敬は人倫の常道であつて、男尊女卑又は女尊男卑は孰れも正當な思想ではない。夫婦の

## 男子・女子

## 貞操

生活は相愛と相敬と相待つて真正の和合和樂を生ずる。此の和合は、音樂に於ける異聲の諧調のやうに、男女の特質が相互に融通補足して、全體として齊整調合する結果である。夫婦の和合が出来て、一家の秩序が立ち、それがやがて一國の良風美俗の基礎を作れる。

三 夫婦は人倫の始である。親子・兄弟・姉妹の關係を圓満にし、麗はしい一家團欒の和樂を生み出す源泉は、一夫一婦の制度より外にない。而かも、此の制度を維持し、夫婦の相愛と人格の相敬とを完うする根本は、男女共に一生涯を通じて、其の貞操を汚さぬことである。又夫婦をして終生苦樂を共にし、喜憂を同じうせしめるのも、此の純潔な貞操の力である。夫婦相互の貞操が一たび破れゝば、直ちに家族生活を破壊する。

四 結婚は人生の一大事である。一身一家の禍福浮沈は多く配偶の選擇によつて分れる。良縁は幸運を生み、惡縁は惡運の基となる。「賢き夫人はその夫の冠なり」といひ「惡妻は六十年の不作」といふ程、配偶の選擇は大切である。併し、年齢・血統・健康・容貌・學識・德望・手腕・身分・資產等のあらゆる善美の條件を具備した良縁は、容易に得難い。我等は自己の問題に出會つた時には、一時の感情や空想に支配されず、嚴肅に且つ慎重に熟慮することが大切である。殊に遺傳や優生學の上から、血統や健康狀態の考慮を忘れてはならぬ。次に親の地位・財產よりも、本人の人格・性質に重きを置くべきことは勿論である。我が國では、此の外、尙ほ家庭の事情や家風などを考慮に加へる必要がある。結婚に關する父母・親戚・親友の意見には、誠意を以て傾聽するがよい。配偶の選擇は、慎重の上に

も慎重にするがよい、「急ぎて結婚せば靜かに思ふに及びて悔あり」といふ西諺はこれをいつたものである。

五 結婚の方法には、古來幾多の變遷があり、今日も各國其の事情によつて風習が、一様でない。正當な結婚は、当事者の人格を尊重し、其の合意の上に成立つべきことは最早何人も異議を挿む餘地が無い。併し、此の合意、即ち自由意志の合一は、孰れも熟慮選擇の上に成り立つべきもので、一時の熱情に驅られて、輕々しく爲すべきものではない。現代には、文藝熱に浮かされて、相思相愛の小說的戀愛や、我が儘勝手な自由結婚を夢みて、新しがる青年男女もあれば、極端な自然主義・自由主義に基づいた自由戀愛主義にかぶれて、一夫一婦の制度を尊重せず、恣に人倫を破り、我が國の良風美俗を破壊せんとする者もあるが、此等は孰れも、社會道德の穩健中

絶對の自由結婚はまだ認められぬ

正を得たものでない。殊に人倫に背いた放縱な行爲は道徳も法律も之を嚴禁し、社會の輿論も一般に之を擯斥する。我が國の民法では、男子三十歳女子二十五歳未満で結婚する場合には、父母・戸主・親族又は後見人の同意を要する。此の年齢も、矢張り最低限を示したもので、實際の慣習では、法定の年齢に拘らず、父母又は近親の長上に相談することになつてゐる。これは本來我が國の家を重んずる家族制度の傳統精神に基づいたものである。年少の子弟は、世事の經驗に乏しく、思慮未だ定まらず、動もすれば一時の感情に走り易いから、父母・先輩の圓熟した常識と、冷靜な判断とを以て其の缺陷を補ふことは必要である。西洋の文明國でも、父母や先輩は、子弟の結婚に就いて相當の助言を與へる。絕對無制限の自由結婚は、どの國にもまだ公認されてゐない。

## 第九課 公 正

社會の秩序と  
公正の觀念

一 人類の共存共榮には、社會の秩序が必要であり、社會の秩序を維持する爲に法律・道徳・風俗・慣習が存在する。而かも此等三者をして、よく社會の秩序を保たしめるには、公正といふ觀念が其の根本となる。公正は人間に固有な理性の要求であり、良心の命令である。公正の代りに、正義・公平又は正當の語が用ひられる。法律の適用や、争議・待遇等の問題には、公正・公平又は正當の語が適切であり、道徳上の用語としては、正義の語が普通である。正義は人道と並び稱せられて、世界人類の均しく據るべき天地の公道、萬國の公是、乃至世界の大經とも考へられる。公正を缺いだ不正の行為、不當の損害、不正の利得、不當の要求、不公平の待遇等は、總べて人

法律上の権利  
義務

に不平・不満を與へ、彼我の要求相容れず、遂に爭議・紛擾の原因となる。強者が弱者を迫害し、奸物が不正を行ひ、官吏が其の地位・職權を濫用し、富豪が横暴を極め、姦商が暴利を貪る等の我が儘勝手は、人間本有の公正の觀念が默認を許さぬ。此の公正の觀念を根本として、先づ風俗・慣習といふ行爲の標準が社會に成立し、それから法律・道德が分化發達して、社會の秩序を一層確實に維持するやうになつた。公正の觀念は、社會の秩序を保つ根本精神である。

二 法律は、本來公正の觀念に基づいて、國家の制定する所で、人と人の相互關係に就いて、権利義務を規定する。権利は、個人の利益又は自由であり、當然自ら爲し得ることである。義務は、他人の正當の権利を尊重する爲にも、自分の權利の爲にも、當然自ら爲すべき事である。権利と義務とは、常に相伴ひ相表裏し、其の權衡

宜しきを得て、始めて公正の要求を満足する。我等は、法律上、自己の生命・財産・名譽を保護せられる権利を有すると同時に、他人の生命・財産・名譽に損害を與へてならぬ義務を負うてゐる。此の外、憲法によつて保障されてゐる住居及び移轉の自由、宗教の自由、言論・著作・印行集會及び結社の自由等の如きも、一方から見れば、自己の権利であり、他方から見れば、他人の権利を侵害してはならぬ義務である。國家の立法が、公正の觀念に基づくやうに、其の運用も、同じく、専ら公正を旨とし、何等の偏頗なく、嚴正に厲行されて、始めて國內の秩序が立ち、國民の安寧・幸福が得られる。併し、法律は最少限を規定したものであるから、これ以外に人の爲すべき事、爲すべからざることが、まだ澤山にある。これが道德上、風俗・慣習上の責務や慣例である。法律は一面に於て、道德・風俗・慣習と相待たねば、

公正の觀念と  
制裁

十分に社會の秩序を保つに足らぬ。

三 公正の觀念は、不正・不當の行爲に對して、正當の制裁を要求する。個人は其の權利を侵害されたときは、國家の權力に訴へて、法律上の裁判を求め、自ら不正行爲をなした時には、潔く法の制裁を受くべきである。法の制裁は、國家の權力に屬するもので、一個人としては、犯罪者に對して、私刑を加へ、又は不法の報復をしてはならぬ。あらゆる爭議や、紛擾は、公正の觀念によつて解決さるべきものであり、眞に公正な解決には、何人も絶對に服従すべきである。利害の衝突から起る各種の争議は、第三者の公平無私の仲裁で解決がつかぬときには、裁判の判決を待つて、是非曲直を定めるより外はない。公正即ち正義は、最後の勝利者である。法律は嚴正に厲行して假借する所がないので、其の權威と神聖が保たれる。

「法は之を厲行せざれば寧ろ無きに如かずである。」の一の不正・邪曲を許す事は、自他一般の生活の破壊を黙認すると同じ結果になる。法の嚴正な厲行も、其の制裁の要求も、同じく公正の觀念から出でゐる。公正な制裁は正當である。

四 自己の生存權と同様に、他人の生存權を認め、自己の人格を尊重する心を以て、他人の人格を尊重し、自他の自由を擁護して偏頗なく、不公平なく、相倚り相助けて、人類の共存共榮を圖り、自他の人格及び利益の對等平衡を得るのが社會正義即ち、社會公正の要求である。公正の觀念は最も正しい意義に於て、自由と平等を調和する。然るに個人の自由の美名の下に他人の自由を侵害し、自ら正義を守らないで、他人に正義を守ることを要求し、自己の不正を忘れて他人の不正を咎め、或は不當な差別待遇をなして自ら顧

みぬことは、往々世人の陥り易い弱點である。此の弱點に陥る人が多ければ、其の結果として社會一般に公正を缺いた風俗・慣習が流行する。我等は公正の觀念を徹底して、不公平な陋習や偏見を打破し去らねばならぬ。

## 國際正義

五 人間の理性は人ととの間に限らず、國と國との間にも同じく公正を要求する。これを國際正義と名づける。國際法は本來此の要求から起る。國際問題は國際正義を標準として解決さるべき事は論を俟たぬ。國際正義は人類に共通な理性の要求であつて、自ら人道の理想と一致する。歐洲大戰後は列國協同して、人道の理想に基づいて國際友誼を敦うすると共に、國際正義に基づいて國際問題を公平に解決する事が、戰爭を未然に防ぎ、世界平和を確保するに最も有效な手段と認められてゐる。

## 社會の多數意見

## 第十課 輿論

一 輿論は社會意識の表現であつて、共同生活に於ける多數意見を代表する。家庭・學校・社會・國家その他各種の團體には、それぞれ輿論があつて團體の行動を支配する。輿論を團體共通の意見とすれば、其の主義・氣風・風習・慣例は、皆輿論を代表する。隨つて其の團體に屬する個人は、平素多くは無意識に輿論の支配を受けてゐる。社會に輿論があることは、恰も個人に良心があるやうなもので、輿論は、社會の多數意見として、世人の行爲について道德判斷を下し、之に制裁を加へ、且つ、其の公正を要求する。隨つて輿論は之を社會良心の聲とも、社會正義の要求とも名づけてよい。

## 社會良心の判斷

## 第十課 輿論

を綜合統一したものである。即ち輿論は多數の個人意識を通して發表された意見の一一致である。これは個人良心の判断に相当するもので、社會良心の判断と見てよい。隨つて輿論は、宛がら法律・道德・風俗・慣習のやうに、事實上社會生活を支配する善惡正邪の標準となる。法律・道德・風俗・慣習は、本來人間の道德性が社會生活の上に表現したのであるから、いつも輿論と一致すべき筈である。併し、法律道德の思想や社會の制度が、既に時勢に後れ、不合理に陥つてゐれば、生きた輿論は、大抵之に反対した判断を下す。此の場合には、多く輿論の方が正しい。併し、輿論は時として淺薄な群集心理に支配されて、正當の判断を誤る。正しい輿論は、社會を安寧幸福に導き、誤つた輿論は、之に反する。

社會の道德的  
制裁

## 三 輿論は本來公正を要求する。換言すれば多數の人の公正

の觀念、即ち社會正義の意識が輿論を喚び起すのである。まだ法律の明文も有たぬやうな低級未開の社會では、不正行爲に對する輿論の制裁は、法律の制裁と殆ど同様の效力を有つ。法律の制裁が成立した後も、輿論の制裁は消滅することなく、罪人に對して國家が刑罰を加へる上に、社會も尙ほ依然として輿論の制裁を加へる。又假令、惡人が巧みに法網を免れても、輿論の制裁は到底免れられぬ。輿論は、結局不文の法律のやうなもので、其の制裁は、社會の道德的制裁となつて、よく法律の制裁の及ばぬ所を補ふ。

社會共同の要  
求

四 社會の多數意見は、又共同意志・共同要求を表現する。これが輿論の要求である。輿論の要求は、個人を動かし、又社會を動かす大きな勢力である。現代の社會生活では、團體の行動は、多く輿論によつて支配されてゐる。輿論は社會の問題を解決する上に

## 輿論の尊重

於て、大きな勢力を有つ。社會の秩序は、法律・道德・風俗・慣習によつて維持されてゐるが、輿論は此等の不足を補ふ爲に生きた勢力である。故に輿論は、時としては、時勢の要求を代表して法律・道德・風俗・慣習等の改善進歩をも促す。併し、又時としては、團結の威力を持み、輿論の美名を假りて、故さらに因襲や慣習に反抗して、不當の要求を提出する弊害を免れぬ。誤つた輿論は却つて社會の秩序を紊す虞がある。輿論の要求は飽くまで公正を要する。

五 現代の社會には、輿論尊重の聲が高い。多數公共の利害に関する問題は、輿論によつて解決される。輿論の尊重は即ち多數意見の尊重であつて、其の根本は人格の尊重に歸着し、つまり公正の觀念と一致する。團體の事に當る人が、輿論を尊重するのは、當然の責任である。輿論を尊重する精神は、畢竟法律・道德・風俗・慣習

を尊重する精神に異ならぬ。今日では、國家の立憲政治は勿論、其の他のあらゆる團體の代議制度は、皆輿論尊重の制度である。議會政治は勿論輿論政治である。輿論を無視することは公正を缺き、結局多數の人格を無視することになる。

六 輿論は社會の良心と言つてよい。併し其の作用は個人の良心のやうに、完全に統一してゐない。輿論は本來多數が一致する意見である爲に、時として低級に墮し、其の品質は却つて個人の良心に劣る。多數の決議は必ずしも完全無缺ではない。殊に群衆心理に支配されて、雷同附和した場合には、往々不合理な愚論に陥る。我等は輿論の是非や當否に就いては、嚴正な判断を下さねばならぬ。社會が進歩すれば、輿論發表の機關や、討議・判断・批評の途も開け、輿論の内容も幾多の討究洗煉を経て、次第に發達する。

## 輿論の指導者

正當の輿論と  
社會正義

低級の社會には、低級の輿論が行はれ、進歩した社會には、進歩した輿論が行はれる。輿論の健全な發達を圖るには健全な指導者が要る。

七 輿論の判断や制裁には、裁判所のやうな一定の常設機關もなく、又刑法のやうな成文律の標準もなく、臨機應變に行はれ、而かも大體に於いて、正道を誤らず、世道人心の上に偉大な勢力を有つ。社會を動かす輿論は、社會良心から出て社會正義の要求を充たすべき事は勿論である。これが何人にも反対を許さぬ正當の輿論である。社會公共の利害に關する政治問題や社會問題は、決して曖昧な輿論によつて解決すべきものではなく、輿論の正當な事を證明し、且つ、之を認定する爲に、萬全の方法を盡さねばならぬ。若し其の方法手段に缺點があれば、夫れだけ輿論の價値を毀損する。

假令代議制の議事機關を経て、多數決によつて得られた決議であつても、若し其の裏面に於いて多數が少數者の壓迫に屈從して、多數意見と決定されたものや、決議に至るまでに不正行爲や瀆職行為が行はれた場合は、決して正當の輿論と言はれぬ。會議によつて議論を決する場合には、議員は各自全然自由の立場から、何等の拘束を受けぬ意見を發表する機會を與へられ、十分に討議を盡した上に、各自の良心を偽らないで、多數の一一致を得ねばならぬ。各種の會議に於いて、輿論の正當を期するには、各議員の意見發表に關して公正を缺いてはならぬ。新聞紙・雑誌・著述・演説等は、社會の耳目として輿論を喚起し、且つ之を發表する機關となつてゐるが、其の當否を審議認定する方法に至つては、まだ十分に備はつてゐない。隨つて記者・著述家・辯士には世論を誤らぬやうに彼等自身

注意する重大の責任があると同時に、一般公衆は輿論の假面を被つた僻論や愚見に誤られぬ爲に、自ら健全な判断を下だす必要がある。即ち社會には、社會正義の觀念が一般に普及徹底してゐなければならぬ。然らざれば、野心家の煽動によつて勢力を得た不當の意見が、輿論の美名を以て社會に跋扈する危険を免れぬ。我々等は社會公共の問題に就いて、常に其の思想を練り、公平無私の意見を立て、社會正義の觀念を標準として、世上の輿論に就いて當否を判断し得る實力を養つて置かねばならぬ。

## ◎第十一課 共存共榮

共同生活の目的

體としても、遺憾なく、生存目的を達する事である。家族・氏族・民族のやうな自然社會であつても、會社・組合乃至國家のやうな人爲社會にあつても、其の成員が一様に利益又は安寧幸福を享ける事が出来れば、共存共榮の目的が達せられる。國家を組織する國民は、國家の興隆・民族の安榮・社會の福祉を以て、共存共榮の目標とする。更に一層社會の範圍を擴張すれば、共存共榮は廣く世界人類全體の共存共榮となる。これは最も廣い範圍の共存共榮である。歐洲大戰後全世界に高潮されてゐる國際親善や、國際協力は、此の人類全體の共存共榮を理想とする。これは世界を通じて恒久の平和を保ち、人類全體の幸福を増進せんとする最高理想である。

二 共存共榮は、言ふまでもなく、社會福祉の理想である。此の理想を實現せんとするには、一方には、文明の福利を享けること、

他方には、社會の秩序を保つことが缺く可らざる條件である。就中文明の福利を享けるには、社會の健全な有機的發達が必要である。抑、文明の福利は、社會の分業と協同とを待つて増進する。文明の進歩に伴ひ、產業・政治・學術・技藝・教育等に關する社會の分業組織は、次第に複雑となり、其の機關も整備する。而かも此等の分業機關は、恰も有機體のやうな組織を有つてゐる。此等の機關は、全體が聯絡統一して、始めて共同の目的を達するものであつて、之を一つ／＼に切り離せば、各、其の效用を失つて、社會全體の進歩が妨害される。隨つて社會が全體として、日新文明の福利を享けるには、社會の分業機關に不平均や缺陷なく全體が統一して健全な有機的發達を遂げねばならぬ。社會の健全な有機的發達とは、多種多様の諸機關を有する人間の身體が、健全に發育して、健康を保ち

## 社會の秩序

生命を完うするが如きものである。

三 社會の共存共榮には、文明の福利と相待つて、社會の秩序が必要である。社會の秩序は、主として法律・道德及び風俗・慣習によつて維持される。法律は嚴正な厲行によつて其の價值を生ずる。厲行せぬ法律は、有つても無きに均しく、人に法律を守る心が薄くなれば、社會の秩序は忽ちに紊れ、我等の生命・財產・名譽・權利の保護は全く不安に陥る。世人が一般に道德を輕んじ、公德を守らず、禮儀作法を構はぬやうになれば、多數の人が損害や迷惑を蒙り、社會の平和が破れ、紛糾混亂が續出する。風俗・慣習は、質實剛健なもの、輕佻を競ふやうになれば、社會の秩序を紊亂し、其の安寧幸福を妨害する。社會の共存共榮には、法律・道德・風俗・慣習を尊重して、社會

の秩序を維持することが大切な條件である。

四 社會の共存共榮には、社會奉仕の精神が必要である。社會から享けた文明の福利を、自己の債務と心得て、之を返済する精神を以て、公益を廣め世務を開く爲に、多少の私利を犠牲に供して一身を社會に捧げるのである。公益世務は、社會共同の利益を目的とするから、社會奉仕は、社會共同の利益となる許りでなく、結局自分も其の利益を享けるやうになる。隨つて、社會奉仕は、利他に自利を兼ね、やがて其のまゝに自他共存共榮の精神に適ふ。社會の福利を害し又は其の秩序を紊亂する人は、社會の公敵であると同時に、結局自滅の道を急いでゐる。個人が社會を利しつゝ自ら利益する事は、社會奉仕の途として同時に共存共榮の條件である。

五 國家を以て最も進歩した社會の一種と見做し、以上社會の

有機的發達、社會の秩序及び社會奉仕を國家に移せば、其のまゝ、國民の共存共榮が得られる譯である。國家諸機關の有機的發達は、國運の發展を來し、法律・道德・風俗・慣習の尊重は、國家の秩序を維持し、國民の安寧幸福を保全し、社會奉仕は國家奉仕となつて國家の進運を促し、此等は總合して國民の共存共榮を來すであらう。今上天皇陛下の勅語中に「舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ」と宣うたのはこれを示しになつたものと拜察する。

## 第十二課 社會連帶

一 社會の共同生活に於ては、其の共同目的を達する爲に、之を構成する成員全體が、相互に連帶責任即ち共同責任を有つてゐる。これを社會の連帶性と名づける。連帶責任とは共同目的に對し

て共同責任を引受ける事である。社會の共存共榮は、前課に學んだやうに、社會の有機的發達、秩序の維持及び社會奉仕を條件とするが、此等の三條件は凡て社會連帶責任觀念の徹底を基礎として、始めて確實に實現される。詳言すれば、社會全體の人が、共存共榮といふ社會の共同目的を達することを、各自の連帶責任として之を引受け、相互に協力する事によつて始めて社會の有機的發達を遂げ、社會の秩序を維持し且つ社會に奉仕する事が出來、其の結果として、社會の繁榮幸福を共にするのである。これは社會の共同目的を達することを以て自己の責任とし之によつて同時に自己の生存目的を達するのである。社會連帶性は共存共榮といふ社會の共同目的を達する根本である。

二 個人は、社會を離れて生存することが出來ぬやうに、社會も、  
相互依存と社會連帶

個人なしには成り立たぬ。個人の運命は、社會の運命によつて支配され、社會の運命は、之を構成する個人によつて支配される。斯くの如く、互に持ち合ひ持たれ合ふ關係を、相互依存と名づける。一方の存在が、相手方の存在を必要條件とするのである。社會と個人も、個人同志も、同じく相互依存の關係を有つ。社會共同生活は本來此の關係を以て始めて成立し得るものであるから、其の共同目的たる社會の福祉即ち共存共榮に對して、社會の成員は當然連帶責任を引受けねばならぬ。社會の相互依存の關係から、當然連帶責任を發生するのである。社會の成員がよく相互依存の理を會得すれば、社會連帶責任の道理は自ら明瞭となる。社會共同生活は相互依存の生活であるから、成員全體に連帶責任が生じ、社會全體の人が、進んで連帶責任を盡すことによつて、社會の共存共

社會生活と相  
互依存

榮が實現される。社會の進歩・退歩も、福祉災害も、社會全體の人々が、共同に負擔すべき連帶責任である。要するに、此の連帶責任を引受ける精神の普及徹底が、共存共榮の根本である。

三 個人が社會を離れて生存することが出來ぬといふは、取りも直さず社會生活の相互依存關係を物語るものである。人間は、一日も衣食住の供給なくして、生活する事は出來ぬ。野蠻未開の時代には、大抵は之を自給自足する事も出來たが、文明の進んだ今日では、衣食住の物質生活は、殆んど全部他人の力に依頼してゐる。需要者は供給者を待つて生活し、供給者も亦需要者を待つて生活してゐる。斯の如く、日常物質生活の必需品は、需要供給に於て、相互依存の關係を有つてゐる。單に物質生活のみならず、精神生活にも亦同様の關係がある。我等は社會を離れて物質生活を營む

ことが不可能であると同様に、單獨に孤立して到底満足に精神生活を營むことは出來ぬ。宗教・道德・政治・學術・藝術が、我等の精神生活に必要缺く可らざる上に於て、衣・食・住が物質生活に是非とも必要なものと變らぬ。宗教や書籍が精神の糧と呼ばれるのは其の爲である。而して我等の精神生活に糧を與へるものは、一として社會に供給を仰がぬものはない。而かも現代社會の精神文化は、古今東西を通じて、世界のあらゆる人々の協同互助によつて、生産されたものである。我等の社會生活は、物質精神孰れの方面から考へても、徹頭徹尾、相互依存の關係を有つてゐる。明治天皇の戊申詔書に「人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス」と宣うたのは世界文明の相互依存の關係と、之に基づく共存共榮の理をお示しになつたものと拜察する。

## 生物の相互依存

四 相互依存を基礎とする共存共榮は生物界にも存在する。大きく見れば、動物と植物とは、此の關係によつて共存共榮を完うしてゐる。植物なくては動物は生存を完うすることが出来ず、動物なくては植物は生存が出來ぬ。尙ほ人間の身體を構成する各部の機關はそれゝ機能を異にしてゐるが、孰れも全體の健康を維持し生命を保つ爲めに何かの用をなしてゐるもので、どの機能に故障を生じても、身體全部に影響を及ぼすものである。随つてどの機關にも故障があつてならぬのみならず、どの一つも全體から切り離して其の機能を完うすることは出來ぬ。この人體諸機關の相互依存關係を、社會に移して考へれば、社會生活に於ける相互依存の關係が極めて明瞭となる。

## 實業と社會連帶

## 五 社會の分業組織は人體諸機關の有機的關係に酷似してゐ

る。社會分業の有機組織は、とりも直さず相互依存の關係である。農工商の實業は、全體として相互依存の關係を有つてゐる。農業と工業とは相互に相待ち、農業と商業とも相互依存の關係を有つ。此の相互依存の關係は、自然に連帶責任を生ずる。これは產業界の範圍内に止らず、社會全體に對しても同様である。實業は實業界の爲の實業でなく、社會全體の爲の實業である。若し、實業界の一部に無責任・責任轉嫁・責任回避が行はれゝば、實業の發達を妨害するのみならず、社會全體の共存共榮の障礙となるのである。我等實業に從事するものは、よく社會分業組織の相互依存の理を會得して、各自の業務に對する責任を完うせねばならぬ。これがやがて社會に對して連帶責任を盡す所以である。自己の職責を離れて、別に連帶責任が存在するのではない。實業界に於ける資本

家と労働者、又は地主と小作人との關係も、相互依存の理に徹底し、相互に連帶責任を盡せば、互に融和協調して共存共榮の理想が實現さるべきものではないか。

### 第十三課 社會問題

一 共存共榮は、社會共同生活の目的であり理想である。社會の成員が相互依存の道理に徹底し遺憾なく連帶責任を盡したとすれば、そこに社會の理想境が出現するであらう。併し如何なる時代に於ても、現實は理想を距ることが頗る遠い。時勢の變遷と共に、社會の制度には、絶えず多少の缺陷を生じて、其の改善進歩を必要とする。これが社會問題である。社會に社會問題が起る事は極めて自然の勢であるが、歐洲大戰以後は、時代思想の劇變によ

つて、從來の社會問題が俄かに喧しくなり、急劇な社會改造を目標とする幾多の社會運動が起つた。社會問題は、思想問題と相表裏してゐる。我が國では社會制度の根本的改造を要求する共產主義の社會運動が朝野の人心を悩ましてゐる。此の外社會制度の改善進歩に就いては、數多の社會問題が存在し、各種の社會運動が行はれてゐる。都會の労働爭議や、農村の小作爭議は、同じく社會問題に屬する。

二 マルクス一派の共產主義者は、労働者・資本家間の貧富懸隔問題に對して、之を緩和する手段を考へず、之に絶望的斷案を下して、階級鬭爭・資本家倒壊・私有財產制度廢止を主張する。其の主義によれば、資本家と労働者とは本來利害全く相反するものであつて、到底妥協の餘地が無いから、兩者の間には必ず階級鬭争が起つ

て永續し、資本主義が發達するに隨つて、益々此の鬭争を激烈ならしめ、其の終局には資本主義が倒れて、労働者の勝利に歸し、私有財產制度を全廢して、労働主權の共産共働の新社會を建設する事が、必然の歸結であるといふ。其の言ふ所は新奇を好む青年、殊に無産者の喜ぶ所が多く、其の宣傳の方法も巧妙を極めてゐるから、我等青年はうつかりと其の煽動に乗せられてはならぬ。共産主義は固より資本家を詛ふ不平家の獨斷偏見であつて、其の學說にも粗漏の點が多い。殊に其の唯物史觀は、人間の本性に反する物質偏重の僻論である。殊に階級鬭争の思想は、實業界に於ける相互依存の道理を無視し、現代思想の基調たる平和人道の思想と相容れぬ。露國の過激派は、大正六年革命に成功してマルクス共産主義を實行したが、其の成績には、平素の主義・主張や、理想と矛盾する事

實が續出して、現今勞農政府の實行してゐる所は、共産主義と一致せぬ事が多い。共産主義の理想が遺憾なく實現された所はまだ何處にもない。我等はかかる實行不可能の理想にあこがれ、青年の血氣に驅られて、かるはずみに不穩の運動に參加してはならぬ。

三 社會有機組織の各部は、それゝ異なつた任務を盡しながら、全體の共同目的を達するやうになつてゐる、相互依存の關係に基づく共存共榮の道理が社會の成員に、遺憾なく徹底してゐれば、社會の分業は全體として有機的に聯絡統一し、社會の各階級は連帶責任の觀念を以て協同互助しつゝ、融和協調するより外はない。これは眞に社會の共存共榮を實現する所以である。若し、各種の職業に從事する人々が、それゝ階級黨派を作つて相割據し、相反目して、自派の利益のみを圖つて、他の職業の利益を顧みぬ時には、

社會全體の秩序も其の安寧幸福も到底望まれぬ。又孰れの職業に從事する人も、自己の職業のみに没頭して、毫も他の職業を理解せず、四分五裂して、孤立獨行する事になれば、社會は忽ち統制を失つて、紛糾混亂の狀態に陥るであらう。階級反目や階級鬭争は結局相互依存の道理に基づく社會連帶責任觀念の缺乏に基くものである。此の觀念さへ社會全體に普及徹底すれば、社會の各階級は互に融和協調し、社會の共同目的を達し、共存共榮の理想を實現することが出来る。

資本家と労働者と又は地主と小作人とは、マルクスが極端に誇張するやうに、利害相反して全然協調の餘地がないものではない。又社會は必ずしもきつぱりと、有產階級と無產階級の二つに分裂して互に疾視反目し、絶えず相戦つてゐるのではない。労働者獨

裁社會の出現を、必然の趨勢と見る事も、勿論マルクスの勝手な獨斷に過ぎぬ。

#### 社會の缺陷と 連帶責任

四 社會には奢侈淫靡を始として、犯罪・失業・貧窮等、種々の缺陷がある。此等は社會の疾患即ち病態であつて、早晚救濟治療されるべきものである。併し此等の病態を生じた原因を考究して見れば、一方には固より當事者の不注意や過失の罪もあるが、他方には、意外にも社會自ら之を誘發する原因を有つてゐる。不良少年や犯罪者は勿論其の他不健全分子を出した罪は、一半は家庭にあり、一半は社會其の物になる。社會の冷遇や制度の缺陷は幾多の不平家を作り、活動寫眞・俗惡文學・探偵小説等は、幾多の不良少年を誘導したではないか。此等は明かに社會の罪である。此の外社會の缺陷は更に幾多の犯罪を誘發しつゝあるではないか。若し不

良少年や犯罪者を責めるならば、同時に之を作り出した家庭や社會の罪をも責めなければならぬ。とも角社會自ら其の病態に對する責任を自覺し、之が救濟豫防の道を講ずるやうでなければ到底良好の成績を望み難い。而かも此の責任は、社會全體が連帶責任として共同に之を引き受くべきものである。社會病態の根治を期する感化救濟・矯正等の事業は、皆此の精神を以て根本方針とすべきものである。單に少數篤志個人の恩惠温情のみに依頼するのは畢竟姑息の策に過ぎぬ。

## 第十四課 我が國民性

國民性と國民精神

民の個性又は特性と言つてよい。國民性は、他國民に比べては著しい差異を示し、而かも、自國民の間には、精神上の性質に著しい相違がある。之を國民性と名づける。國民性は、國他の國民を比較した上に、精神上の性質差異を主として考へれば、國民性といひ、自國民に共通であつて、之を結束統制し、且つ其の行動を鼓舞する原動力と考へれば之を國民精神と名づける。國民精神は、民族を結束統制する集團意識として、國民の生命のあらん限り、連續として無窮に存續し、國民性は、此の集團意識の上に現れた特色を表す。古來我が國で大和心・大和魂又は日本魂といふのは、通例以上二義を兼ねた、特色ある國民精神を指す。

二 國民精神も、國民性も、民族の生命と共に代々遺傳され、涵養され淨化されつゝ、國民生活と共に進歩發達する。我が國民性の第一の要素は、父祖から遺傳によつて受け継いだ、民族の特性であ

る。此の民族的要素は、國民の生命と共に永遠無窮に遺傳される性質のものである。國民性は、初から一定不變のものではなくて、國民の生活體驗によつて種々の刺戟影響を受けて、徐々に發達變化する。これは個人の人格が、成長發達に伴ひ生活體驗によつて、其の内容を充實すると變りはない。國民性の發達には、先づ國民の環境、即ち自然界氣候・風土が深刻な影響を與へる。我が國の溫和な氣候・澄みきつた空氣・明媚の山水・優美な風光が、我が清明な國民性に偉大な感化を與へた事は、誰にも容易く首肯が出來る。環境に次いで、國民の主要な職業や生活狀態も、國民性に強大な影響を與へる。我が國民が神代以來拮据として農業に勵精してゐることは言ふまでもない。農業・航海・商業・工業は、それゝ特殊の氣質を養ふ。殊に、國民生活上に、急激な變動が起つて、已むを得ず

之に適應せねばならぬ事情があれば、國民性を一變し、又は新たな特質を作り出す。古來一度も他の民族と接觸する機會に出會はなかつた民族は、何時迄も、原始生活の狀態を脱せず、國民性も素朴のまゝを保つ。併し、一旦異民族に接すれば、直ちに自他の長所・短所を痛感し、採長補短の精神に基づいて、一方には他の民族の長所を攝取包容し、又他方には今迄眠つてゐた我が素質を喚起誘發するなど、國民性發達の上に大きな刺戟を受ける。此の外、永い間の國民生活によつて次第に發達して來た風俗・慣習・道徳・法律・宗教・美術・文藝や教育・訓練の方法等は、國民性を涵養振作する上に、重要な效力を有つ。國民性は、其の成立も、變化發達も、長い年代を経て、徐々に行はれる。從つて我が國民性にも今日までに、幾多の變化發達があつたものと見ねばならぬ。我が大和民族が、まだ世界から孤

我が國民性の  
長所

立して簡易な國民生活を送つてゐた時代には、本有素朴の原始的國民性が有りの儘に發露してゐたに相違ない。此の意義に於て、我が大和民族固有の神話や、神道の古俗は、純日本國民性を理會する上に、重要な價值を有つ。

三 我が國民性の長所としては、忠誠・潔白・剛健・名節・現實・同化・快活・淡白・銳敏・優美等を擧げてよい。忠誠は我が金甌無缺の國體と忠孝一致の國民道德を生み出した源泉である。即ち「明き淨き直き誠の心」「正しき直き心」である。我等日本國民の此の一の誠、即ち眞心が君父に對して忠孝となると同様に、夫婦・兄弟・朋友に對して和・友・信となるのである。此の誠はやがて神の心に通ひ、神もここに宿らせ給ふ。潔白は清淨であり、神に對するすがくしい心である。即ち清潔を好み、不淨を厭ふ心である。剛健は雄々しい、

負けじの心である。武勇・膽力・義侠・進取・果斷等を生み出す心である。名節は名を惜み、面目を重んじ、節義を尚び恥を知る心である。家名や大義名分を重んじ、國の體面や、國民の品位を尚ぶ心である。生き恥を曝すに忍びず、自決を促す心である。犬死や捕虜となる事を潔しとせぬ心である。現實は實際を尚び、現世を離れない心である。日々の生活を樂み、其の幸福を喜ぶ心である。同化は適應・和順、即ち採長補短の力である。我が國が、是迄廣く知識を世界に求め、よく諸國の文化を咀嚼消化して、我が物となし得たのは、主として此の力による。快活・淡白は晴やかな朗らかな心である。にこやかに打ち解けゆるやかに打ち寛いだ心である。さつぱりとした、さわやかな氣分である。銳敏は機敏・俊敏・敏捷で目聰<sup>さと</sup>く氣が早く、氣が利く事である。手先・指先が利き、すばしこい早業が出

## 我が國民性の短所

來ることである。優美は雅趣である。自然の美を樂み、藝術を味ふ氣品である。歌を詠む心、庭園・盆栽・挿花・掛物等を嗜む心である。

純日本美術に特有な趣味は此のみやびやかな心から發達した。

**四 我が國民性の短所**としては、公德・公共心・權利思想・經濟思想時間の觀念に乏しいこと・依頼心・情實・責任回避の多いこと・自負心や負け惜みが強くて、甚だ體裁を構ふこと・熱し易く冷め易くて、耐忍持久の性に乏しいこと・正確精密の科學深遠高尚な哲學・幽玄甚深の宗教などに適せぬ事・萬事小規模で雄大を缺くことなどが挙げられる。併し、國民性は、初から固定硬化したものではないから、此等の短所は、東西彼我の交通が頻繁となり、歐米人との接觸が多くなるにつけ、外人も之を指摘し、我が國民自身もそれに気がついて、今日は既に矯正補短の途を進んでゐるのみならず、從來不明瞭

であつた長所・美點も、漸次自覺され且つ發揮される傾向である。

## 國民性と國民文化の特色

**五 國民性の特色**は、先づ國民生活の上に現れ、國民文化の特色を作り出す。淡白な食物・清楚な住居・優美な衣服・織巧な美術工藝・輕妙な文學・其の他言語・風俗・慣習・道徳・政治・宗教等の上に著しく日本國民の特色が現れてゐる。國民文化は、國民の長い歴史を通じて、同じ血統で、而かも思想感情を共にする同胞が代々協同互助して育成したのであるから、國民生活の内容其の物と言つてよい。隨つて國民文化に現れた特色は、國民性に深い根柢を有つ。此の特色は本來民族の遺傳に基づくから、古今に貫通して繼承される。今日の我が國民文化には、外國から取り入れた要素が随分に多い。それは支那・朝鮮・印度・西洋の孰れの方面であつても、徒らに盲目的・機械的に模倣せず、十分に咀嚼消化して、我が物となし、我が國民の

要求を満足して、著しく國民性の特色を現してゐる。例へば、印度傳來の佛像には、印度の特色が其の儘に現れてゐる爲に、日本人には、一種異様の感じを與へるが、我が國で發達圓熟した佛像には、日本人の特色が明かに認識される。外國品の中に日本美術品が一つまざつてゐても眼識ある人には直ぐに見分けがつく。其の他の美術工藝は勿論、國文學や風俗・慣習にも、國民性は極めて著しく表現してゐる。約言すれば、國民文化は國民の思想感情を其儘に露出し、國民性の特色を忠實に發揮する。凡そ人と人の交際には、言語・風俗・慣習・道德・宗教等の文化が共同であれば、思想感情は圓滑に疏通するが、若し此等が違へば、相互の誤解や衝突が起り易い。共同の國民文化を有つてゐるといふ意識は、民族の結合統一を鞏固にし、且つ共同の理想に直進するに偉大な力となる。

六 個人一生の運命が、其の人の性格によつてきまるやうに、國民の運命も、國民性の優劣によつて決定する。平時自國內にゐる時には、我が國民性を明瞭に自覺せぬが、一旦外國の地を踏んで、他國民と接すれば、何人も直ちに自他の國民性に著しい相違を痛感する。殊に他國と戦端を開き、祖國危急存亡の秋に遭へば、國民の意氣や思想感情が興奮高潮して、國民本有の特性が赤裸々に發露する。日清日露兩戰役でも、歐洲大戰でも、此の事は最もよく證明された。殊に歐洲の交戰諸國は、自他國民性の長所短所に就いて、最も深刻な體驗を重ね、從來の皮相な誤解や偏見を打破つて、眞相に近い判断と、自覺を得た。斯くして、平時の教育では容易に成し遂げ難い國民性の試練涵養を、成し遂げた事になる。歐洲大戰は實に列國國民性の試金石となり、其の優劣が軀からて終局の勝敗を決

した。尙ほ平時の國際競争も、其の勝敗は、事實上國民性の優劣によつて決せられる事は言ふまでもない。我が大和民族は、古來優秀な國民性を提げて、東洋に卓絶し、今や世界列強の間に伍してゐる。我が國民は將來益々我が長所を發揮し、短所を矯正して、民族の安榮・國運の發展を招來する原動力を養はねばならぬ。

## 第十五課 我が國民道德

教育勅語と國  
民道德

一 民族が國家を組織すれば、其の獨立を維持し、國民の安榮を圖るに必要な國民道德が發達する。國民道德は國民の資格を以て、正しく人道を踏んで生活する道に外ならぬ。今まで、國家組織以上に、進歩した社會組織なく、又國家以上に、個人の生活を安寧幸福にし、且つ文化の進歩を成し遂げさせ得る集團はない。隨つ

て我等が人間として踏み得る最上の途は、國家を組織する國民の一人たる資格を以て、人道を理想として最も充實した生活を營む事である。國民生活には、民族の結合統一を第一とする。國民の共同生存と、其の安寧幸福を確實にする途は此の外にない。これが國民道德の根本精神である。我が國民道德の大綱は、明治天皇の教育勅語に明示されてゐる。教育勅語の根本精神は、國民の資格を以て正しく人道を踏む事に外ならぬ。我等日本人の踏むべき人道は教育勅語の「斯ノ道」以外にはあり得ぬのである。

二 我が國民道德の大本は、忠孝一致の一語に盡き、建國以來「君民一體」「君民一德」によつて萬邦無比の國體を實現した。忠孝一致及び忠君・愛國の一致は、實に我が國民道德の特質であり、皇運扶翼・義勇奉公となつて皇室に對する我が國民の至誠を表す。而か

國民道德の特質

も此の至誠も忠孝一致も其の根柢に於ては、全く人道の理想と一致する。我等は國民道德を守り、國民生活を營む事によつて、一方には、皇室・國家及び國民の生命を維持して、益々其の繁榮隆昌を促し、且つ、他方には、人間として踏むべき正しい人道を踏むのである。

三 我が國民道德は大和民族の生命を維持する根本道德であつて、其の起源は、民族其の物の起源と一致する。詳言すれば、民族固有の徳性が國民生活の進展と共に次第に發達し、且つ、涵養洗煉されて今日の國民道德が成り立つた。これは決して外國から其の儘に借用又は模倣したものでなく、我が大和民族あつて以來、其の共同生活と共に、國民性の内部から、自然に生長發達したものである。忠孝一致の大義も、古來我等の祖先が尊んだ「明き淨き直き誠の心」「正しき直き心」から出てゐる。此れは眞澄の鏡のやうな

國民の至誠を示す。此の至誠は、神の心にも通ひ、列聖の大御心にもかなふ。「海行かばみづく屍、山行かば草むす屍、大君のへにこそ死なめかへりみはせじ」「今日よりは顧みなくて大君の醜の御楯と出で立つ我は」といふ歌も、同じ國民忠誠の意氣を示してゐる。要するに、我が國民道德は、大和民族に固有な國民性の長所が、一條連綿たる國民生活の内容となり原動力となりつゝ長い歴史を経て、涵養育成された結果に外ならぬ。

四 「斯ノ道」即ち我が國民道德は、歴代の天皇が代々相承け傳へ給うた皇祖皇宗の御遺訓であつて、神代このかた君民俱に踏み來つた道である。歴代の天皇は天つ神の御心を大御心として、萬民保全の道を講じ給ひ、我等の祖先はひたすらに、大御心を我が心となし、代々皇運の隆昌と國民の安榮の爲に誠を盡した。祖先崇敬・

忠孝一致・君民一德は總て皇祖皇宗の御遺訓であり、歴代の天皇は其の實行を以て、君道の本質となし給ひ、之を以て國民に孝道の儀範を垂れ給ひ、代々の國民は一つ心になつてよく「斯ノ道」を遵守した。忠君愛國・義勇奉公は、ひたすら列聖の大御心を奉體した、我等祖先の遺風であり、兆民相率ゐて、代々之を顯彰する事を怠らなかつた。列聖仁恕の君道と兆民忠孝の臣道とが至誠によつて相感應し、且つ、相融合して萬邦無比の國體を成した。「斯ノ道」は、神の道を神代から在つた儘に傳へたので、昔から之を「惟神之道」と稱へる。此の中には神人合一の信念が包含されてゐるから、我が國民道德は有神的傾向を帶びてゐる。我等が此の信念を以て、皇祖皇宗の御遺訓を奉體して、祖先の遺風を顯彰する事は、やがて惟神之道を踏んで行くのである。惟神之道は君道であると同時に、臣道即ち

國民道德の神髓であり、我が國體の因つて生ずる根源である。明治天皇の教育に關する勅語は、皇祖皇宗の御遺訓即ち惟神之道に基づいて、我が國民道德の大綱を示し給うたのである。

明治天皇御製

千早振神の御代より一筋の道をふむこそ嬉しかりけれ  
我が知れる野にも山にも繁らせよ神ながらなる道教草

五 我が國民道德の大綱は、明治天皇の教育勅語によつて明確に指示されてゐるが、此の經典が皇祖皇宗の御遺訓であつて、天祖の神勅に基づいてゐることは言ふまでもない。歴代の天皇は天祖の神勅に基づいて、皇祖皇宗の御遺訓を奉體せられ、身を正しくし道を行つて、國民に道德の模範を垂れ賜うた。殊に時に應じて渙發し給うた列聖の詔勅は、孰れも我が國民の守るべき道德の大

本をお示しになつたものである。斯くして、戊申詔書も、大正天皇の國民精神作興に關する詔書も、今上天皇陛下の踐祚後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語も、明治天皇の教育勅語と同じく、我が國民道德の大綱を示して、國民生活を指導し給ふのである。

六 此の頃、國家の區別を離れて、世界の人類全體を基本とする正義人道の觀念が發達した所から、我が國民道德の如きは、畢竟舊時代の道德に過ぎず、又我が國一國に限つた偏狹な道德であると、說を立てる者がある。人類全體の幸福を圖る爲に、正義人道の高尚な理想を立て、其の實現に努力する事に就いては、何人も之に反対すべき理由を有たぬ。併し、國民道德を無視し、又は之と矛盾する態度を以て、人道を説く事は穩當でない。人道の理想を實現する道は、今日の狀況では列國の獨立を認めて、自國內に正しい國民

生活を營むより外にはない。列國の獨立を認めず、國家の區別を度外視し、孰れの國家にも屬せぬ人は、到底生活の安定が得られぬ。人類に共通な正義人道といふ理想を實現するには、最も進歩した社會組織たる國家の力を借るより外はない。我が國歴代の天皇の大御心は、天つ神の御心であらせ給ふと共に、今日の所謂正義人道の理想そのものである。天つ神の御心から出た我が國民道德の根本は、正義人道の理想と何等矛盾する所がない。我が國民道德は、神の心に通ふ人の心の誠を生命とする。隨つて我が國民道德を遺憾なく實行すれば、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ると同時に、自ら正義人道にも適ふ。正義人道に反する國民道德は、決して我が國に存在する道理がない。我が日本國民は、國民道德と正義人道と二筋の道を別々に行く必要はない。唯一筋の國民道德を行

へば、自ら正義人道に合する。我が國民道德は、人類全體に共通な正義人道の理想を、我が國情に適應するやうに具體化し、特殊化したものである。切言すれば、人類に共通な德性が、國民性と國民生活との特色を帶びて、我が國に成長發達した結果である。

## 明治天皇御製

目に見えぬ神の心に通ふこそ人の心の誠なりけれ  
千早ぶる神の教をうけつぎて人の心ぞ正しかりける

七 我が國民道德は、國民性を基礎とし、皇祖皇宗の御遺訓を奉體し、祖先の遺風を顯彰しつゝ、國民生活の進展に伴つて次第に進歩發達した。殊に我が國民は、同化適應性に富んでゐる所から、古來海外先進諸國の思想を取り入れて、我が國民道德の發達を助けた。これは恰も一本の大木が、空中や地下から養分を吸取つて、生長繁

茂する様に、國民道德の大本を動かすことなく、却つて其の内容を充實した。支那傳來の儒教は、我が國民道德と大體一致してゐるので、大いに我が國民の道德思想を豊富にしたが、國體の觀念に反する様な思想は、斷然之を斥けた。例へば王の徳が衰へれば、他の有徳者に位を禪讓する事や、不徳の王は臣下が放伐して位を去らせることなどの儒教の中に見える革命思想は取らなかつた。漢學者の中には、古くから和魂漢才の思想があつた。佛教も、國民の精神修養を深くする上に大功があつたが、其の無差別平等の思想は、決して國體に反する程度には走らず、寧ろ之を重んじて國家鎮護の宗教となり、其の諸行無常の厭世觀は、現世を樂む快活・淡白な我が國民の脳裡に深く徹底するに至らず、國民本來の生々發展の主義を破壊するに足らなかつた。我が國民は佛教の長所を探り入れ

て、而かも自己の本性を失はず、却つて國民性を練り國民道德の内容を豊富にした。佛教は、最初神道と衝突したが、後には相調和して、本地垂迹の説さへ行はれた。明治初年に起つた自由民權説は、當時我が國體に反するものと考へられてゐたが、政黨内閣が成立し、普通選舉法が行はれてゐる今日では、此の説は最早よく我が國體に同化し、國民道德と何等矛盾を感じぬ。現今では、歐洲大戰後世界を風靡してゐる自由平等の時代思想が、我が國にも波及して、所謂思想問題を惹起してゐる。輕佻詭激な自由平等思想は、動もすれば、極端に走り、社會の秩序を紊亂し、國體に危害を加へようとしてゐる。かゝる過激思想は、固より我が國家生活と相容れぬ。併し、醇厚中正な時代思想は國體に矛盾せぬ許りでなく却つて國運の發展を助け民族の安榮を促す。我等は國民道德の大本を固

く執つて動かず、世界の大勢を察し、天地の公道に據つて人倫の常經を守り、よく外來思想の精髓を咀嚼消化して、之を我が物とせねばならぬ。これが國民道德の最も穩健な進歩發達の途である。

明治天皇御製

千早ぶる神の開きし道を又開くは人の力なりけり

### ✓⑨ 第十六課 我が家族制度

我が國の家には國の精神が籠つてゐる

✓一 我等日本國民は、同じ先祖から出た無數の家を總合した一大家族であつて、我が皇室は此の大家族の宗家であらせられる。隨つて、どの家の血統も、其の根源に遡れば、同じ先祖に歸着する。而かも此の大家族の一國を治め給ふのが天皇の御位であり、各自の一家を治めるのが家長である。これが我が國の家族制度であ

祖先崇敬は我が國の美風である

る。我が國では君民同祖であるから、君民の關係は、宛がら親子の關係の如くである。萬世一系の皇統が、連綿として續かせられるやうに、家長は先祖に承けた戸主の地位を子孫に傳へて、國民の家系は永遠に存續する。我が國は家を大きくしたものであり、家は國を小さくしたものであるから、我が國の家には、國の精神が籠つてゐる。歐米の家は、夫婦本位であつて、子女が成長して親の一代限りと離れて独立の家庭を造るまでのものであるから、親の一一代限りと言つてよい。之に反して、我が國の家は、國と同じく永續する。

✓ 二 血統を重んじ、祖先を崇敬する美風は、孝行の尊重と相待つて、我が國古來の傳統である。家は祖先を基本として、一條連綿の生命として存續する。我等の生命は祖先の生命の延長であり、祖先の生命は、我等の過去の生命である。我等が祖先に對して、祭祀

の禮を厚うするのは、子孫の追慕感恩の至情を捧げて、本に報い始に反る孝道の延長である。列聖相承け、皇祖皇宗の御遺訓に基づいて仁政を施し給うたのも、我等國民の祖先が、億兆心を一にして、世々忠孝の美を濟したのも、同じく祖先崇敬の精神に出てゐる。

明治天皇御製

神社を崇敬しよう

✓ 三 我が國民の敬神の念は、祖先崇敬の念から湧き出る。神社は、各人の家に、祖先の靈を祭る祭壇を設けると同じ精神から、出来たものである。氏神は、同族の祖先、產土神は、即ち郷土の守護神である。天照大神は、皇室の大祖たると共に、我が國民共同の大祖先にまします。皇室は篤く皇大神宮を御尊崇になり、我が國民も昔から深く皇大神宮を敬ひ、一生に一度は必ず參拜すべきものとし

てゐる。

9 明治天皇御製

我が國は神の末なり神祭る昔の手ぶり忘るなよゆめ  
神風の伊勢の宮居を拜みての後こそきかめ朝まつりごと  
う 親族に親しま

✓四 血統の近い親族同志が仲よく親和して互に助け合ふことは、自然の人情の要求であり、又人の踏むべき道である。英國には「貧しき親族を捨つる人は神に捨てらる」といふ諺がある。我が國には特に親類關係を重んじて、互に親和し、助け合ふ美風がある。これは固より血統を重んずる家族制度の精神から出てゐる。親族は吉凶互に慶弔し、一朝事ある時には、相助け相救ふやうにありたい。我が大和民族は、皆遠い親類同志になる。我等が近い親類と協同親和する精神を推し廣げて行けば、それがやがては、國民全

體が一つになつて、協同親和する精神になる。

家族精神と國民精神

✓五 我が大和民族を結合してゐる國民精神は、父子兄弟を團結してゐる家族精神と一致する。家族精神を其のまゝ國民精神の基礎と考へるのが家族主義である。家族主義は我が國民道德の根本精神と言つてよい。家を中心として血統の最も近い家族が共同生活を營むことは、人情の自然の要求であるやうに、同祖の血族たる我が大和民族が皇室を中心として結合統一してゐるのも、同じ人情自然の要求に出てゐる。歴代の天皇が、御先祖の神の心を大御心として我が國民を赤子の如く愛護し給ふことは、家長が親心を以て家族を愛護する様に變りはない。我が國の君民關係が宛がら父子關係の如く、忠孝一致の美德を以て萬邦無比の國體を成してゐるのも、其の根本は家族精神に基づいてゐる。我等各

昔 家族制度の今

自の家系は大和民族といふ君民一體の大家系に屬することを忘れてはならぬ。我等は自己の家系の永續を圖る心を以て、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る事に努力すべきである。

**六** 我が國の家が社會組織の基礎たる事實には古來何等の變りもない。併し家族制度の形態には、是迄幾多の變遷があつた。上古には、同一の氏族が一定の職業を世襲して部族に分れ、族長は其の同族を統率して朝廷に仕へた。これが所謂族長制度又は氏族制度である。大化の革新以後は、此の族長制度が廢れて、戸主が一家を代表する家長制度となり、大家族制は、次第に小家族制となつた。明治維新の際に、封建制度が破壊されると共に、舊藩の士族は世襲の職務を失ひ、故郷を離れて修學し、且つ四方に職を求める風を生じ、同時に農工商の子弟も必ずしも父祖の家業を襲がず、各

自好む所、長ずる所に隨つて、職業を選擇する道が開け、孰れも郷土の生家に同居し難き事情を生じ、今日では同じ家族でありながら、已むなく四方に散在するものもある。其の爲に、保守思想の人は、我が家族制度の將來を悲觀し、且つ、國民道德の基礎の動搖をも憂へてゐる。之に反して急進思想の人は、我が國在來の家族制度は、社會の進歩を阻害するものとして、之に反対の意見を有つてゐる。併し、假令父祖の郷土には住居せずとも、夫婦子女が一所に家庭生活を營むことは、昔も今も變りない。家庭生活さへ存在する以上は、其の中に我が國の家の精神を宿し、父祖傳來の家族主義を維持することは決して難事ではない。我が國の家族制度は、太古から今日まで、社會の變遷に伴つて、既に幾度か形態を改めたが、古今の變遷を貫通した根本精神は嚴として存續してゐる。我等は時

勢の進運に順應して、改善すべき所は改善し、固陋頑冥に陥らぬやうに心懸け、益々我が國の家族制度の長所を發揮し、家に對する根本精神を維持し、更に之を推し廣げて、國に對する國民精神を涵養振作する助けとせねばならぬ。

國際道德と人道の理想

## 第十七課 國際道德

一 人と人との間、及び人と社會・國家との間に道德が必要であるやうに、國と國との間にも道德が必要である。これを國際道德と名づける。人道の理想を國民生活に實現するのが、國民道德であるとすれば、同じ人道の理想を國際生活に實現するのが、國際道德である。道德は本來人間共通の德性に基づいて、人類全體の安寧幸福を増進する事を理想とするから單に道德と言つても、將又

國民道德と言つても、廣義には、其の中に國際道德をも包含する。國際道德を缺き、又は之に反対する國民道德はよくない。國際道德は、國際共同の安寧幸福を増進する事を理想とするから、其の本質に於て、普通の道德や國民道德と何等矛盾する所はない。古來世に存在してゐる四海同胞といふ人道の理想は、世界の人類全體が一大家族のやうに和衷協同する事を理想とする爲に、動もすれば、國家の區別を否認しようとする傾向を有つてゐるが、今日の國際道德は、先決問題として、世界各國の獨立と其の特有の理想を承認し、且つ互に之を尊重する事を根本として、國際間に人道の理想を出來るだけ實現しようとする。隨つて我が國民道德とは少しも矛盾せぬ。現代の列國は相互に主權の獨立を承認し、和親條約を結び、大使公使を派遣して國交を修めてゐる。國と國とが互に

信義を重んじ正義人道を守つて、交誼を敦うするのが、公的關係の國際道德である。國內又は海外に於て、個人の資格を以て外人に交はるにも、同じく信義を重んじ、正義人道を守り、禮儀作法を慎んで、國民の品位を保つのが私的關係の國際道德である。國際親善・國際信義は國際道德の要領である。我等は、公私の別なく、外國並に外人に對する道德を重んじよう。明治天皇は戊申詔書に「朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益、國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス」と宣ひ、大正天皇は國民精神作興に関する詔書に「博愛共存ノ誼ヲ篤クシ」と、又今上天皇陛下は御踐祚直後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語に「汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセシ」と御諭しになつてゐるではないか。

世界の平和は  
國際道德に待  
つ

**二** 世界恒久の平和は、列國共同の安寧幸福であつて、人類共存共榮の理想を表す。併し國と國とは、時に利害相反する事があり、國交斷絶の際には、是迄已むを得ず戰端を開いた。最近歐洲大戦の非常な慘禍は、人心をして期せずして平和を求め、和衷協同・共存共榮・正義人道の理想に向はしめた。而かも此の理想を實現するには、國際道德の進歩に待つより外はない。大戦後列國が國際聯盟を作り、又軍備を縮小したのは實に此の爲である。

**三** 大正九年佛國ヴェルサイユで締結された平和條約中に、國際聯盟の規約が掲げられた。此の規約は聯盟各國間の爭議を穩和の手段によつて解決し、萬一不條理な戰争を起さうとするものがあれば、聯盟諸國の威力を以て之を撃討し、國際協同の力によつて、人類恒久の平和と幸福とを實現しようと約束した。これは大

戰の慘禍に懲りて、將來戰爭を絶滅し、永遠に其の禍根を除かうとする列國の熱心な要求から起つたもので、大戰の最も意義ある產物であり、且つ、人類の文化史上に於て特記すべき一大進歩である。而かも其の骨子となつてゐる正義人道の理想は、我が國古來の國是であり、且つ又國民道德の精髓ではないか。國際聯盟の目的を遺憾なく達成するの道は、世界各國が互に協力して正義人道の理想を實現することに努力するより外はない。

國際法の厲行  
と國際道德

四 國憲國法は、道德上の公正の觀念によつて厲行される。國際公法も國際私法も其の厲行は、公正の觀念に依らねばならぬ。これが國際公正又は國際正義であつて、國際道德に包含される。國內の法律が、個人の道德を待つて厲行されるやうに、國際法も國際道德に待たねば、其の厲行が確實でない。我等は、自國の主權に

服從し、自國人の權利を尊重すると同様に、他國の主權と、他國人の權利を尊重せねばならぬ。また國家は、他國の主權を尊重し、其の權利を損傷せぬやうにして、自國の獨立繁榮を圖らねばならぬ。

五 人類は、文化の進歩を促し、且つ之を普及する爲に、列國協同して各種の國際事業を行つてゐる。通商貿易によつて、彼我的物資を有無相通ずるのみならず、諸般の共同事業によつて、相互に文化の福利を交換してゐる。運輸・交通・萬國聯合郵便電信・萬國博覽會・各種の萬國會議・學術上の共同研究・赤十字聯盟・國際聯盟協會等、孰れも國際共同の安寧幸福を増進しようとするので、國際道德の精神を待つて始めて十分に其の目的を達する。國際聯盟は世界の平和を保障すると共に、人類の幸福を増進する爲に、物質上からも、精神上からも、國際協力を促進することを目的としてゐる。隨

つて上記各種の國際事業に援助を與へてゐる。

### 第十八課 践祚後朝見御儀勅語

勅語の御下賜

一 長く御不例にわたらせられた先帝には、大正十五年十二月二十五日遂に空しく神去り給うた。今上天皇陛下には、國憲の定むる所に循つて、直ちに御践祚遊ばされ、昭和と改元し給うた。三日を経て文武百官等に拜謁を賜はり、國家統治の大精神と、現代に處して我等國民の踏むべき道に就いて、勅語を下し給うた。世に之を践祚後朝見の御儀に於て賜はりたる勅語と稱してゐる。此の勅語は、明治天皇の五箇條の御誓文にも比し奉るべきものである。

勅語の本文は大體五段に分れる。

第一段

二 第一段は「朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ」から「祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラソコトヲ庶幾フ」までである。此の一段には天皇陛下が、皇祖皇宗の神靈の御加護に頼り、萬世一系の皇位を御繼承になり、大日本帝國を統治し給ふ大權を御總攬遊ばされる事となつて践祚の式を擧げさせられたこと、及び在來の典章たる帝國憲法・皇室典範等の御規定に由り遵ひ、祖宗の御盛徳に則つて身を修め、以て御祖先の遺された御大業を失墜することのないやうにと深くお望みになつてゐる。

三 第二段は「惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ」から「朕ノ寡薄ナル唯競業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル」までである。此の一段には皇位繼承の御事情を宣べ給うてゐる。先づ明治天皇の御盛徳と御偉業並びに大正天皇の養正繼明の大御

第二段

心をお宣べになり、更に大正天皇の御不例と、今上天皇陛下が皇太子として大正十年攝政に任せられたこと、次ぎに先帝が崩御遊ばされて深く御哀痛あらせられること、而かも「皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス」であるから、この深い御哀痛の中に御踐祚遊ばされたことと、尙ほ御祖父君や御父君の御遺業を繼承遊ばされて、或は其の御重任にたへないやうなこともありはせぬかと、深く御憂慮あらせられる旨をお宣べになつてゐる。

四 第三段は「輓近世態漸ク以テ推移シ」から「以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懇ムヘシ」まである。此の一段には、近時の思想問題や社會問題に對して、國民の取るべき方針をお示しになつてゐる。近來社會狀態の變遷推移に伴つて、國民の思想が多岐に分

れ、經濟方面では利害の爭議を起してゐる。此の時に方つて、國民は宜しく國家の大局に着眼し、舉國一體となつて共存共榮を圖り、國家の根本を培養して、確乎不拔ならしめ、民族を限りなく繁榮せしめ、以て「國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立」て給うた明治維新の大きな謨<sup>はかりごと</sup>を益々顯揚するやうに努力せよとお諭しになつてゐる。これは先帝大正天皇の國民精神作興の詔書の聖旨に比すべきものであると拜察する。

五 第四段は「今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ」から「是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ」まである。此の一段には我が國の國是と、之に對して國民の心得べき要綱をお示しになつてゐる。今日の世界の形勢は、東西會通の氣運に出會ひ、文化は更張を要する時期に達してゐる。我が國の國是は、日に進み日に新にするにある。而

して此の國是に基づいて行動するには、博く内外の歴史について審に利害得失の迹に鑑みて、進むときには順序を誤らず、新にするときには、よく中庸を得るやう、深く心を用ふべきことをお諭しなつてゐる。

## 第五段

六 第五段は「夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ」から「億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ」までである。此の一段には更に陛下の國民統治に就いて期待し給ふ所をまとめてお示しになつてゐる。陛下の最も切實に軫念し給ふ所は、國民が浮華を斥けて質實を尚び、模擬を戒めて創造に努力し、日進の主義を以て東西會通の氣運に乘じ、日新の意氣を以て文化更張の時期を開き、人心は統一して多岐に走らず、民風は和親して抗争を見ず、内には新舊全版圖を通じて、一視同仁の德化を弘め、外には列國と國際親善、四海同胞

の交誼を厚くすることである。而かもそれは明治天皇の御遺訓

を明かにし、大正天皇の御遺志を繼がせ給ふ所以である。陛下は最後に文武百官に對して、此の勅語の御趣旨をよく奉體して、明治天皇・大正天皇に奉仕したと同じ眞心を以て陛下に奉仕し、陛下の御身を輔け、陛下の御事を勧めて、億兆人民と共に天壤無窮の寶祚を扶翼せよと宣うてゐる。

此の勅語は踐祚後朝見の御儀に於て、特に文武百官に下し賜はつたものであるが、其の聖旨は明治天皇・大正天皇の御遺訓を明かにし、其の御遺志を繼がせ給ふものであるから、我等國民は一般に教育勅語・戊申詔書並に國民精神作興に關する詔書を奉體すると同じ心を以て永遠に之を奉體すべきである。

## 勅語の奉體

革新 實業修身書 卷四終

昭和七年十一月十五日印  
昭和七年十一月二十日發行  
昭和八年九月二十五日訂正再版印刷  
昭和八年十月一日訂正再版發行

制新書身修業實				
卷五	卷四	卷三	卷二	卷一
金五	金四	金三	金三	金定
十	十	十	十	十
四	七	一	八	五
錢	錢	錢	錢	錢



製 複 許 不

著作者 野 田 義 夫

發行者 兼 田 口 繁 藏

大阪市西區京町堀上通一丁目十六番地

大阪市西區京町堀上通一丁目  
振替大阪三番・電話土佐堀六六番

精 華 房

神戸市立葉付文  
機械工場  
機械工場  
機械工場  
機械工場

發行所

日九十月十年八和昭  
濟定檢省部文

用科身修校學業實

穀類

